

平成 30 年 度 版

# 共 済 組 合

の 手 引 き



共済組合のしくみ

短期給付事業

長期給付事業

福祉事業

大阪市職員共済組合



# はじめに

共済組合は組合員とその被扶養者の生活の安定と福祉の向上を目的として設立されました。

共済組合の行う事業には、組合員とその被扶養者の病気やけがなどに対して在職中の生活を支える短期給付事業、組合員の退職後の生活を支える長期給付事業、そして、健診や各種資金の貸付などを行う福祉事業の3つの柱があります。これらを一体として総合的に運営できるのが、共済組合の特色となっています。

このように共済組合は、組合員の人生におけるさまざまな出来事の際に生活を支えるための事業を行うという大事な役目を担っています。しかし近年は、たび重なる法律改正などによって制度自体が複雑化し、そのしくみもわかりにくいものとなっています。

とくに、平成27年10月からは公務員も共済年金から「厚生年金」に加入する被用者年金の一元化、さらに、それに伴い掛金・保険料および給付額の算定基礎が「手当率制」から「標準報酬制」に移行されるという大きな制度改正がありました。

この「共済組合の手引き」は、共済組合制度のしくみや給付の内容について組合員の生活に密接に関わる部分を中心にわかりやすく紹介したものです。ぜひご一読のうえ、大いにご活用いただければ幸いです。

今後とも、当共済組合の事業につきましてご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

平成30年7月

大阪市職員共済組合

## 共済組合のしくみ

共済組合とは?	4
組合員	6
組合員証、組合員被扶養者証	7
退職後も組合員となれるケース	8
派遣期間中の組合員資格の取扱い	9
被扶養者	10
掛金・保険料と負担金	12
平成30年度当共済組合掛金率・負担金率一覧	14

## 短期給付事業

短期給付とは?	16
病院等にかかるとき	18
整骨院等にかかったとき	20
自己負担が高額になったとき	22
入院時の食事代	24
差額を負担するケース	25
医療費等が立て替え払いとなるケース	26
自宅で看護を受けるとき	27
勤務を休み、給料が支給されないとき	28
出産したとき	29
交通事故等(第三者行為)のケース	30
死亡したとき	31
災害にあったとき	31
退職後も給付が受けられるケース	33
公費負担となるケース	34
医療費の助成を受けている方は 当共済組合にご連絡ください	35

## 長期給付事業

公的年金制度のしくみ	38
60歳から65歳になるまでの年金	44
特別支給の老齢厚生(退職共済)年金	44
65歳から受けられる年金	47
老齢基礎年金	47
老齢厚生年金	48
2つ以上の年金を受ける権利ができたとき	51
働きながら受けられる年金	52
60～65歳未満の在職老齢年金	52
65歳以上の在職老齢年金	53
障害の状態になったときの年金	54
障害基礎年金	54
障害厚生年金	55
障害手当金	56
死亡したときの年金	57
遺族基礎年金	57
遺族厚生年金	58
年金を受けるには	60

## 福祉事業

保健事業	62
貸付事業	69
当共済組合における 個人情報保護の取り組みについて	73

当共済組合の事業内容はホームページでもご覧いただけます。

URL: <http://www.city-osaka-kyosai.or.jp>



# 共済組合のしくみ

Guide

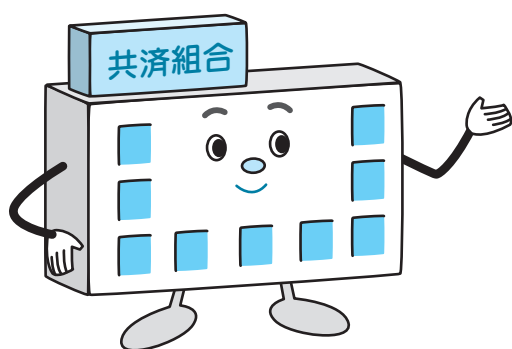
組合員にもその被扶養者の方々にも  
知っていただきたい、共済組合の基礎知識。

# 共済組合とは？

組合員の生活を互いに支えあう制度です。

## 共済組合が行う事業

共済組合制度は、組合員のみなさんとその被扶養者の生活の安定と福祉の向上に寄与するために設けられています。この目的にそって「短期給付事業」、「長期給付事業」、「福祉事業」の3つを柱とする事業を行っています。



### 短期給付事業

組合員とその被扶養者の病気やけが、出産等に対して給付を行う事業。

### 長期給付事業

組合員の退職または障害、死亡の際に年金や一時金を支払う事業。

(決定・支給は全国市町村職員共済組合連合会が行う)

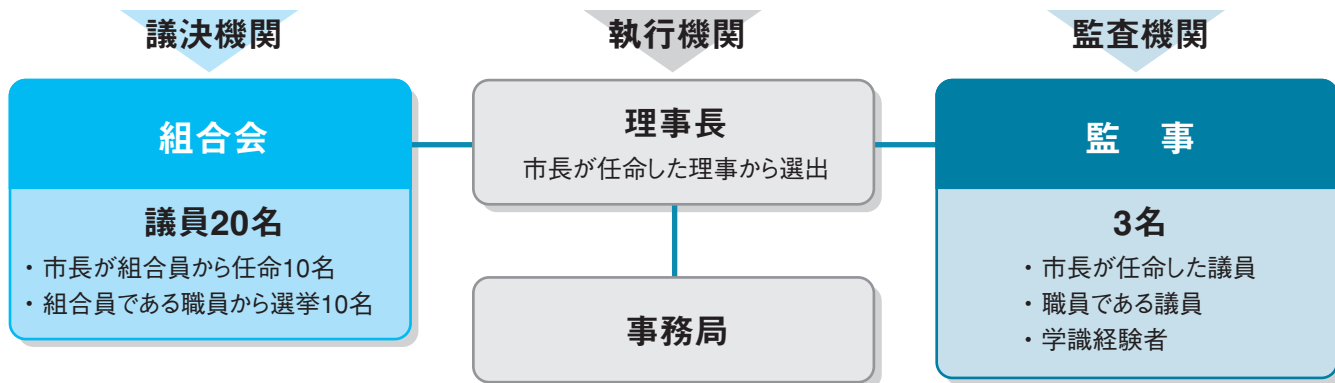
### 福祉事業

組合員とその被扶養者の健康保持増進のための事業や臨時の支出に対する貸付事業等。

## 当共済組合の組織

大阪市職員共済組合は、地方公務員等共済組合法（地共法）の規定により設立される特殊法人です。その業務については総務大臣の指導監督を受けることになります。

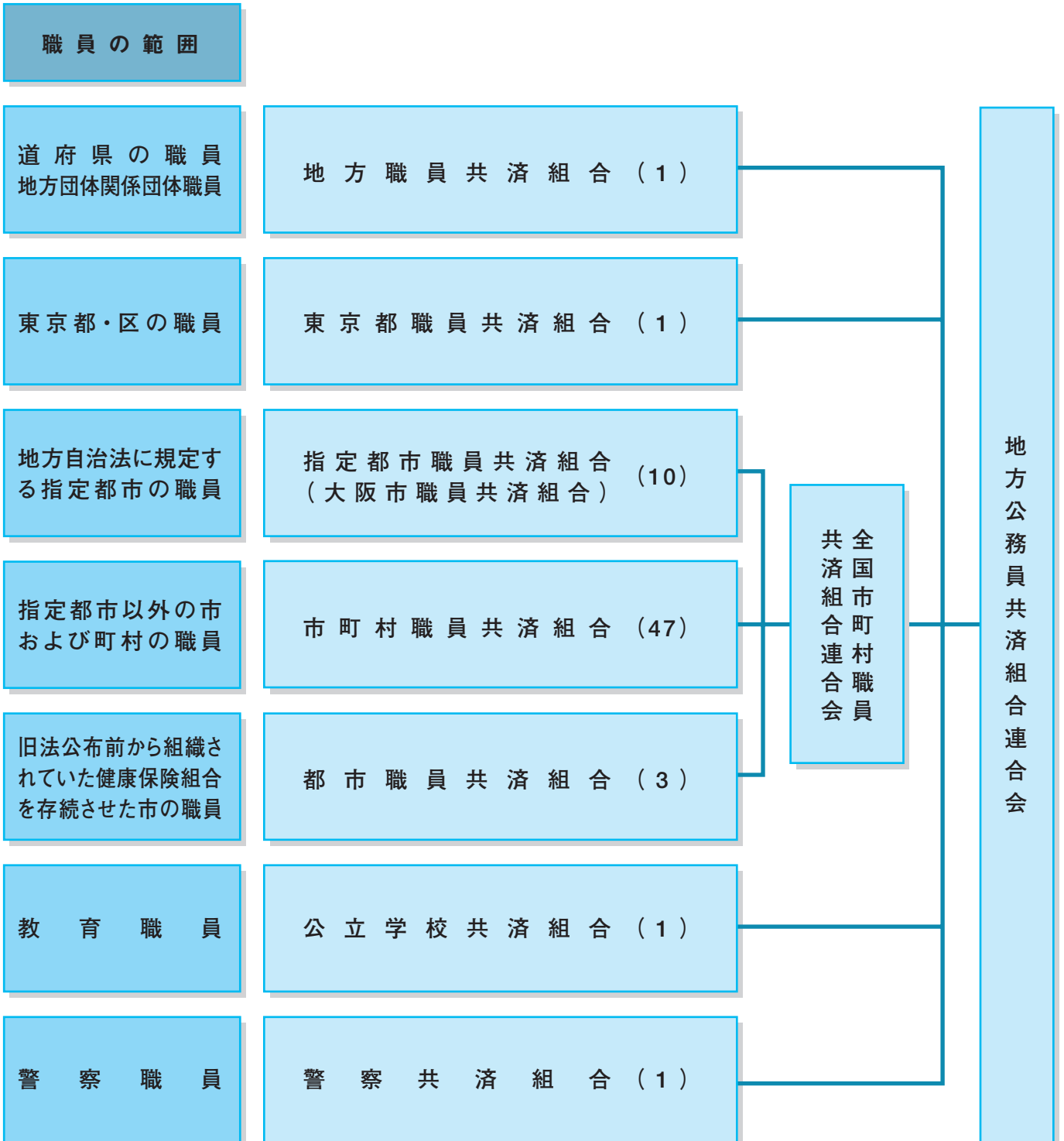
### 共済組合組織図





## 共済組合の種類

地方公務員（一部国家公務員も含む）の共済組合は、職種により、また市町村等の区分により次のように分けられています。



( )内は組合の数

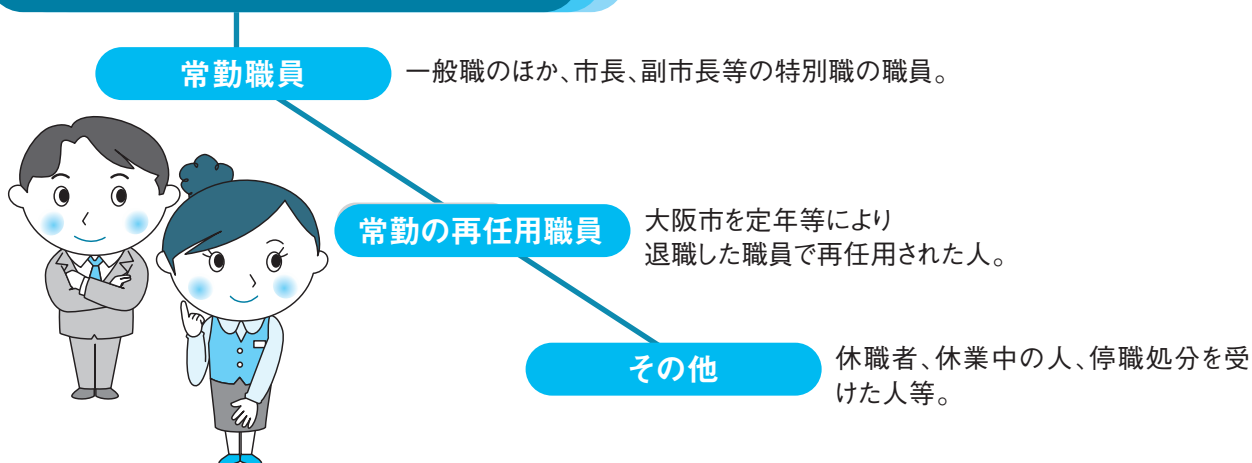
# 組合員

職員となった日から退職または死亡する日まで共済組合員の資格が得られます。

## 組合員の資格

常時勤務に服することを要する職員となった人は、その日から自動的に組合員となります。また、組合員が退職または死亡したときには、その翌日から組合員の資格を失います。（退職後も一定期間、資格を得られる場合があります→P8～9）

## 組合員となる職員



## 組合員の区分

組合員は次のように区分され、一部給付面や負担の面で扱いが異なります。

### 1 一般組合員

### 2 特定消防組合員

消防職員（消防司令以下の消防吏員）、副団長以下の常勤の消防団員

### 3 長期組合員

後期高齢者医療制度に加入している組合員

### 4 特別職組合員

### 5 市町村長組合員

市町村長である組合員

### 6 市町村長長期組合員

後期高齢者医療制度に加入している市町村長組合員

### 7 任意継続組合員

### 8 継続長期組合員

地共法第140条該当者

## こんなとき ▶▶▶ こんな手続き

### 組合員となったとき

「組合員資格取得届」に「年金加入期間等報告書」を添付して提出。

※さらに、被扶養者となる家族がいるとき

上記書類のほか、「被扶養者申告書」に必要な書類を添付して提出。

### 退職または在職中に死亡したとき

「退職届書」の提出。（同時に組合員証および被扶養者証を返納）

## 不服の申立て

当共済組合の行った決定等に対し不服がある場合は、全国市町村職員共済組合連合会に設置されている「審査会」に、審査請求することができます。

裁判所に提訴することもできますが、その手続きの煩雑、多大な出費を避ける方法として、組合員の権利保護を図っています。

不服の申立ては文書でも口頭でもできますが、決定等を知った日から3カ月以内になければなりません。申立てできる事項は次のとおりです。

- ・組合員の資格の決定について
- ・給付の決定について
- ・掛金の徴収について
- ・組合員期間の確認について

## 組合員証、組合員被扶養者証

保険医療機関等で受診するための、組合員および被扶養者の“資格証明書”。

組合員になると「組合員証」、また被扶養者に該当する人があれば申請により「組合員被扶養者証」が交付されます。組合員証等は、病気・けが等で保険医療機関等に受診する際に、組合員や被扶養者の資格を証明する証書です（健康保険でいう「保険証」にあたります）。大切に保管してください。

なお、記載事項の変更や、組合員証等の破損、紛失等の際には、すみやかに当共済組合に届け出てください。

こんなとき▶▶▶

### 組合員証等は使えません

次の場合は保険適用とならないため、組合員証等を使って受診することはできません。

- ・健康診断、人間ドック、予防接種、むし歯の予防処置
- ・公務上の傷病または通勤による傷病（疑いも含む）
- ・慢性的な肩こり、筋肉疲労等で整骨院や接骨院にかかるときの施術代
- ・交通事故など第三者によるけがや病気（当共済組合に届出した場合を除く）

こんなとき▶▶▶

### 届出はすみやかに

事由	期限	手続き方法
盗難または紛失したとき	すみやかに	警察へ届出し、「組合員証等再交付申請書」を提出。
汚損したとき (結婚などで)氏名に変更があったとき	すみやかに	汚損したまたは氏名変更前の証を添付し、「組合員証等再交付申請書」を提出。
(結婚・出産などで)被扶養者が増えたとき	30日以内	P11の「被扶養者の申告」、「申告に必要な書類」参照。要件を満たさなくなった場合は証を返す。
(就職や収入増加などで)被扶養者の要件を満たさなくなったとき	すみやかに	
証の検認、更新のため提出を求められたとき	ただちに	証を提出。P11「扶養状況確認調査(検認)」参照。
(転職・退職などで)組合員の資格を失ったとき	すみやかに	証を返す。ただし、証の返納時に紛失していれば、「組合員証等滅失届」を提出。

※詳細については、当共済組合のホームページでご確認ください。



# 退職後も組合員となれるケース

短期給付に関して在職中と同様の資格が得られます。

## 任意継続組合員

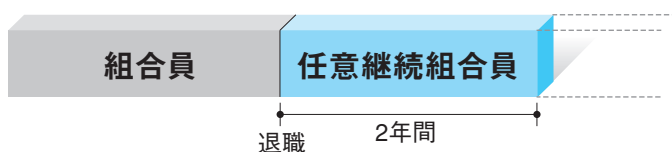
2年間、組合員の資格を継続することができます。

退職後も申出によって短期給付を受けられる、任意継続組合員という制度があります。この場合、退職日の前日まで引き続き1年以上組合員資格を有していたこと、退職日の翌日から19日以内に共済組合に申し出ること、並びに任意継続掛金を納付することが必要です。

なお、事業主の負担金がなくなりますので、掛金は全額自己負担となります。

## 加入できる期間

最長2年間です。



退職 → 任意継続組合員へ



## 受けられる短期給付

一般組合員と同じ内容の保健給付、災害給付および附加給付が支給されますが、休業給付（傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金、介護休業手当金）は受けることができません。

## 任意継続掛金

任意継続掛金は短期任意継続掛金と介護任意継続掛金（40歳以上65歳未満の方のみ徴収）の合計額を当共済組合が作成する納付書により、記載されている納付期限までに指定金融機関の窓口で納付していただきます。

## 資格を失うとき

次のいずれかに該当したとき、資格を失います。

- 任意継続組合員の資格取得日から起算して2年間を経過したとき
- 掛金を期日までに払い込まなかったとき
- 再就職により被保険者等になったとき
- 資格を失うことを希望する旨を申し出て、その申出が受理された日の属する月の末日が到来したとき
- 死亡したとき
- 後期高齢者医療制度の被保険者等となったとき

# 派遣期間中の組合員資格の取扱い

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成14年4月1日施行）に基づく派遣中も組合員の資格があります。

## 在職派遣者（公益的法人等派遣職員）

公益的法人等（政令で定める法人）へ派遣された職員（特定地方独立行政法人職員を含む）は、引き続き共済組合の組合員となります。したがって、短期給付・長期給付および福祉事業の適用を受けることができます。

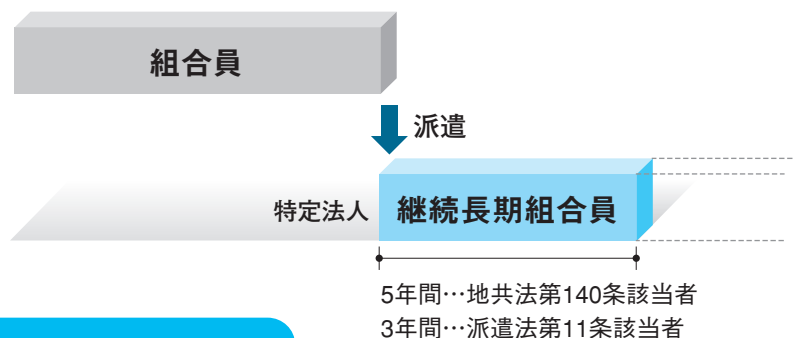


## 退職派遣者（継続長期組合員）

派遣されても原則として3年間は組合員に

派遣により、特定法人（地方公共団体が条例で定める法人）の役職員となるため退職した場合には、長期給付に関しては退職はなかったものとみなし、引き続き共済組合の組合員とされます。

なお、継続長期組合員は、短期給付と福祉事業の適用を受けることができません。



## 資格を失うとき

次のいずれかに該当したとき、資格を失います。

- 転出の日から5年または3年を経過したとき
- 特定法人を退職したとき
- 死亡したとき

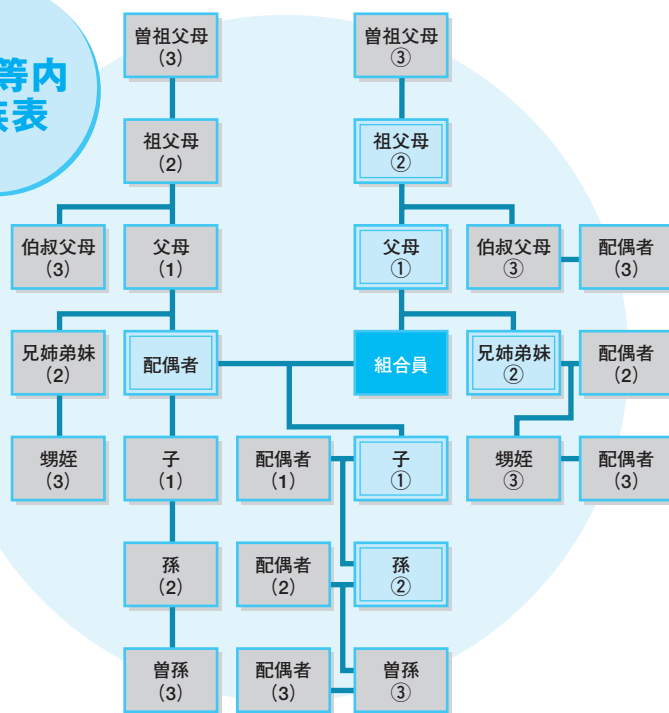
# 被扶養者

短期給付が受けられる「家族」とは？

組合員の配偶者や子、また父母等、組合員の収入によって生活している人は、組合員の被扶養者となることができます。被扶養者と認められた人は、短期給付等を受けることができます。



## 三親等内親族表



注(1) □印の人が下記1の該当者です。  
 (2) 数字は親等を表します。なお、数字の○は血族を、( )は姻族を表しています。

## 被扶養者の範囲

被扶養者と認められるのは、「主として組合員の収入によって生計を維持している人」で、右のいずれかにあてはまる人です。

**1** 組合員と同居していなくても認められる人（別居の場合は金融機関等を介した送金が必要）

組合員の配偶者（内縁関係を含む）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

**2** 組合員と同居していなければ認められない人（同居が条件）

- ・ 1以外の人で三親等以内の親族
- ・ 組合員の内縁の配偶者の父母および子（配偶者の死亡後も同じ）

## 被扶養者の収入条件

事実発生日以後、将来に向かって1年間に見込まれる当該被扶養者の恒常的な収入すべてを対象とし、交通費等を含む総額が130万円(月額108,334円、日額3,612円)未満であること。

ただし、障害年金受給者または60歳以上の公的年金受給者は180万円(月額150,000円、日額5,000円)未満であること。

※**所得税法上の所得や1月1日から12月31日までの年間収入ではありません。**

※他の健康保険または船員保険等の被保険者になれる人は、被扶養者として認定できません。

※個人事業者は独立して事業を営むことで生計を維持しているため、原則として被扶養者にはなりません。しかしながら、個人事業者であってもその収入が著しく低いと当共済組合が判断した場合に限り、被扶養者として認定することも可能としています（ただし、法人の代表取締役および従業員を1人でも雇っている事業主等は除く）。

※別居扶養とする場合は、年収が130万円未満（障害年金受給者または60歳以上の公的年金受給者は年収180万円未満）で、認定対象者の収入額かまたは最低必要額年間65万円（130万円の半分）のいずれか高い方を上回る額の経済援助を金融機関を介して行い、「組合員世帯一人あたり生活費」が「別居被扶養者世帯一人あたり生活費」を下回らない等、組合員が認定対象者の生計維持の中心的役割を果たしていることが必要です。

※認定対象者に配偶者がおられる場合には、相互扶助義務の観点による認定基準もあります。

## 被扶養者の申告

※所属所への提出については、市長部局にあっては総務事務センターに提出してください。

### 認定の申告

被扶養者として認定されるには、被扶養者申告書と必要な書類を揃えて、事実発生日から30日以内に所属所へ提出してください。30日を超えて提出した場合は、所属所が被扶養者申告書および審査に必要なすべての書類を受理した日が認定日となり、事実発生日まで遡っての認定はできませんので、ご注意ください。

また、被扶養者として認定されている家族と別居した場合も、被扶養者申告書を提出してください。



### 減員の申告

組合員の被扶養者となっている人が、就職や収入超過等により被扶養者資格を喪失することになったときは、すみやかに被扶養者申告書と必要な書類を揃えて所属所へ提出してください。

申告が遅れたことで誤って被扶養者証を使用された場合は、減員日以降の医療費(7~9割)を当共済組合へ返還していただくことになりますので、ご注意ください。

## 申告に必要な書類

被扶養者の申告をする場合には、組合員がその人を扶養している事実や扶養しなければならない事情等を確認できる書類が必要です。

	例	
事実発生日を確認できる書類	認定	退職証明書・婚姻届受理証明書等
	減員	就職証明書・死亡診断書等
認定対象者および世帯の情報 がわかる公的書類	住民票(世帯全員、続柄入り) 戸籍謄本等(組合員との続柄が住民票で確認できない場合)	
収入に関する確認書類	(非)課税(所得)証明書・給与明細書、年金振込通知書、確定申告書の写し等	
その他	別居認定	金融機関の振込票や送金記録のある預金通帳の写し等 ※「手渡し」不可。毎月送金を原則とする

※上記以外、必要に応じて関係書類の提出を求められることがあります。詳細については、当共済組合ホームページでご確認ください。

## 扶養状況確認調査(検認)

地方公務員等共済組合法施行規程に基づき、毎年対象者を決めて、被扶養者の要件を引き続き満たしているかを確認調査しています。日頃から、被扶養者の範囲内であること、また、給与明細書や年金振込通知書等の書類で、収入状況についても確認しておくようにお願いします。

なお、確認調査(検認)時にはこれらの書類(別居扶養の場合は送金記録等も必要)を添付していただく必要があるため、過去1年間分の保管について併せてお願いします。

## 国民年金第3号被保険者の届出

第3号被保険者とは、公務員や会社員等の国民年金第2号被保険者に扶養されている配偶者(20歳以上60歳未満)のことをいいます。第3号被保険者である期間は、第1号被保険者とは異なり、保険料を自分で納付する必要はなく、保険料納付済期間として将来の年金額に反映されます。

次のような場合は、所定の届出書を所属所(市長部局にあっては、総務事務センター)へ提出してください。この届出を忘れると将来、国民年金の受給ができなくなることがありますので、必ずご提出ください。

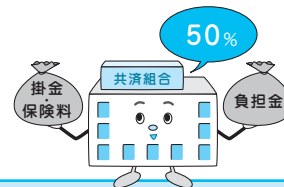
- (1) 被扶養配偶者の認定を申請するとき
- (2) 被扶養配偶者の収入が基準額以上に増加し、扶養から外れたとき
- (3) 離婚したとき
- (4) 被扶養配偶者が死亡または海外移住(組合員の被扶養配偶者でなくなった場合)したとき
- (5) 被扶養配偶者の「氏名」「生年月日」「性別」の変更、訂正が生じたとき
- (6) 被扶養配偶者の住所が変更となったとき

<参考>第1号被保険者:自営業者や学生等

第2号被保険者:厚生年金保険に加入している共済組合の組合員(公務員)およびサラリーマン等



# 掛金・保険料と負担金



共済組合を運営していくための大切な財源です。

当共済組合が行う短期給付や福祉事業に必要な費用は、組合員が納める「掛金・保険料」と、地方公共団体が納める「負担金」で賄われています。負担割合は原則として掛金・保険料と負担金が50%ずつになっています。

また、当共済組合は介護保険の掛金・負担金も徴収し、各市町村で運営する介護保険制度へ納付金を支払っているほか、退職等年金経理、経過的長期経理の掛金・負担金と厚生年金保険経理の保険料・負担金を徴収し、その全額を長期給付を行う全国市町村職員共済組合連合会へ支払っています。

## 掛金・保険料の徴収

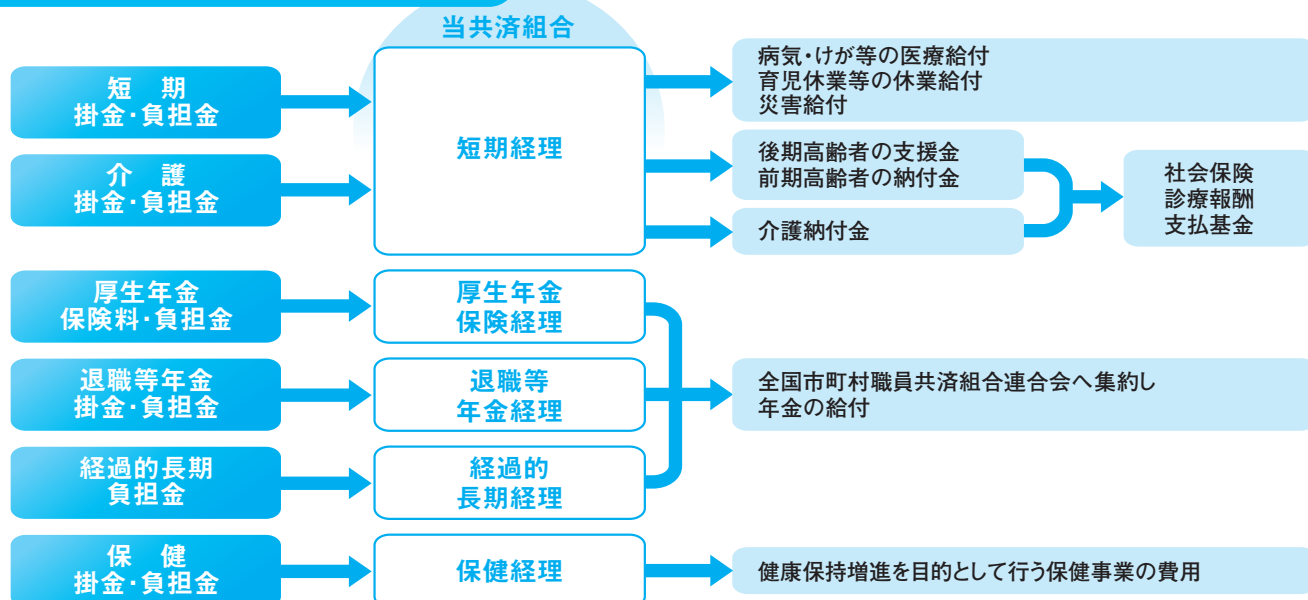
掛金・保険料は、組合員となった月から、組合員の資格を失った日の属する月の前月まで、月単位および期末手当等支給の際に徴収されます。したがって、月の途中で採用となった(組合員となった)場合でも、1カ月分の掛金・保険料が徴収されます。掛金・保険料は、各所属所において毎月の給料および期末手当等から控除し、負担金と合わせて当共済組合に払い込まれます。

## 掛金・保険料と負担金の免除

- 被保険者が育児休業を取得している期間中の保険料については、最長で子が3歳になるまで、申出により保険料の免除が受けられます。免除を受けても、保険料を納めたと同様に扱われ、将来の年金額計算にも反映されます。
- 産前産後の休業中についても、同様の保険料免除が申出により受けられます。免除期間は、産前産後休暇期間のうち、産前6週間(多胎妊娠の場合は14週間)と産後8週間(出産日が出産予定日よりも後になった場合は、その間の日数と出産日から8週間)の期間について、保険料が免除されます。
- 免除される保険料は、免除期間の開始日の属する月から、終了する日の翌日の属する月の前月までの保険料が対象となります。
- 産前産後休業および育児休業等を終了して職場復帰した後、短時間勤務等で報酬が下がったときは、申出により標準報酬月額を改定して、下がった報酬に応じた保険料徴収とする措置が受けられます(産前産後休業終了時改定および育児休業等終了時改定)。
- 子が3歳になるまでは、育児休業等終了時改定等により低下した報酬に応じた保険料を納めることになって、年金額の計算においては育児休業等開始前の高い報酬で納めたものとみなしてもらえる特例措置(養育特例といいます)を受けることもできます。

「育児休業等終了時改定」、「産前産後休業終了時改定」、「養育特例」を希望するときは、組合員が所属所を通じて、当共済組合に申出を行ってください。

## 掛金・保険料と負担金の主な使い道



※このほか共済組合の運営に要する費用として事務費を地方公共団体が納めています。



## 標準報酬・標準期末手当等

標準報酬・標準期末手当等とは、共済組合の掛金・保険料や給付金の計算の基礎となる額です。標準報酬の月額、短期給付については9万8千円から139万円、長期給付については62万円までとなっています。標準期末手当等の短期給付に係る上限は年間573万円、長期給付に係る上限は1回150万円です。

### 標準報酬の決定と改定

#### ■ 定時決定

毎年4月から6月までの報酬の総額（基本給と実際に支給された諸手当（期末手当等を除く）の合計額）の平均額を基に標準報酬を決定し、その年の9月から翌年の8月までの適用とします。

決定した標準報酬の月額は、下表の標準報酬等級表に当てはめ、掛金および保険料の算定基礎とします。

そのほか、資格取得時決定、随時改定、産前産後休業終了時改定、育児休業等終了時改定があります。

※産前産後休業終了時改定および育児休業等終了時改定は組合員の申出があった場合に限りです。

### 標準報酬等級表

- 短期給付・保健事業 ……98,000円～1,390,000円（46等級）
- 厚生年金保険給付 ……88,000円～620,000円（31等級）
- 退職等年金給付 ……98,000円～620,000円（30等級）

標準報酬			月額	報酬月額		1等級格差	
等級		短期給付		(円)	(円以上)		(円未満)
短期給付	長期給付						
		厚生年金					
		退職等年金					
	1		88,000	～	93,000	—	
1	2	1	98,000	93,000	～ 101,000	10,000	
2	3	2	104,000	101,000	～ 107,000	6,000	
3	4	3	110,000	107,000	～ 114,000	6,000	
4	5	4	118,000	114,000	～ 122,000	8,000	
5	6	5	126,000	122,000	～ 130,000	8,000	
6	7	6	134,000	130,000	～ 138,000	8,000	
7	8	7	142,000	138,000	～ 146,000	8,000	
8	9	8	150,000	146,000	～ 155,000	8,000	
9	10	9	160,000	155,000	～ 165,000	10,000	
10	11	10	170,000	165,000	～ 175,000	10,000	
11	12	11	180,000	175,000	～ 185,000	10,000	
12	13	12	190,000	185,000	～ 195,000	10,000	
13	14	13	200,000	195,000	～ 210,000	10,000	
14	15	14	220,000	210,000	～ 230,000	20,000	
15	16	15	240,000	230,000	～ 250,000	20,000	
16	17	16	260,000	250,000	～ 270,000	20,000	
17	18	17	280,000	270,000	～ 290,000	20,000	
18	19	18	300,000	290,000	～ 310,000	20,000	
19	20	19	320,000	310,000	～ 330,000	20,000	
20	21	20	340,000	330,000	～ 350,000	20,000	
21	22	21	360,000	350,000	～ 370,000	20,000	
22	23	22	380,000	370,000	～ 395,000	20,000	
23	24	23	410,000	395,000	～ 425,000	30,000	

標準報酬			月額	報酬月額		1等級格差	
等級		短期給付		(円)	(円以上)		(円未満)
短期給付	長期給付						
		厚生年金					
		退職等年金					
	24	25	24	440,000	425,000	～ 455,000	30,000
	25	26	25	470,000	455,000	～ 485,000	30,000
	26	27	26	500,000	485,000	～ 515,000	30,000
	27	28	27	530,000	515,000	～ 545,000	30,000
	28	29	28	560,000	545,000	～ 575,000	30,000
	29	30	29	590,000	575,000	～ 605,000	30,000
	30	31	30	620,000	605,000	～ 635,000	30,000
	31			650,000	635,000	～ 665,000	30,000
	32			680,000	665,000	～ 695,000	30,000
	33			710,000	695,000	～ 730,000	30,000
	34			750,000	730,000	～ 770,000	40,000
	35			790,000	770,000	～ 810,000	40,000
	36			830,000	810,000	～ 855,000	40,000
	37			880,000	855,000	～ 905,000	50,000
	38			930,000	905,000	～ 955,000	50,000
	39			980,000	955,000	～ 1,005,000	50,000
	40			1,030,000	1,005,000	～ 1,055,000	50,000
	41			1,090,000	1,055,000	～ 1,115,000	60,000
	42			1,150,000	1,115,000	～ 1,175,000	60,000
	43			1,210,000	1,175,000	～ 1,235,000	60,000
	44			1,270,000	1,235,000	～ 1,295,000	60,000
	45			1,330,000	1,295,000	～ 1,355,000	60,000
	46			1,390,000	1,355,000	～	60,000

# 平成 30 年度 当共済組合 掛金率・負担金率一覧

(単位：千分比)

費用の区分	組合員区分	組合員の掛金		事業主の負担金		合計		
		標準報酬月額	標準期末手当等	標準報酬月額	標準期末手当等	標準報酬月額	標準期末手当等	
短期 給付	健康 保険 分	一般組合員等	49.10	49.10	54.50	54.50	103.60	103.60
		70歳以上組合員 (70歳以上75歳未満)	49.10	49.10	54.50	54.50	103.60	103.60
		後期高齢適用者 (75歳以上)	1.72	1.72	1.72	1.72	3.44	3.44
	介護 保険 分	一般組合員等	6.90	6.90	6.90	6.90	13.80	13.80
		70歳以上組合員 (70歳以上75歳未満)	—	—	—	—	—	—
		後期高齢適用者 (75歳以上)	—	—	—	—	—	—
長期 給付	厚生 年金 保険	一般組合員等	89.93	89.93	89.93	89.93	179.86	179.86
		70歳以上組合員 (70歳以上75歳未満)	—	—	—	—	—	—
		後期高齢適用者 (75歳以上)	—	—	—	—	—	—
	退職 等 年金 給付	一般組合員等	7.50	7.50	7.50	7.50	15.00	15.00
		70歳以上組合員 (70歳以上75歳未満)	7.50	7.50	7.50	7.50	15.00	15.00
		後期高齢適用者 (75歳以上)	7.50	7.50	7.50	7.50	15.00	15.00
	経過 的 長期	一般組合員等	—	—	0.1035	0.1035	0.1035	0.1035
		70歳以上組合員 (70歳以上75歳未満)	—	—	0.1035	0.1035	0.1035	0.1035
		後期高齢適用者 (75歳以上)	—	—	0.1035	0.1035	0.1035	0.1035
	福祉事業	一般組合員等	0.80	0.80	0.80	0.80	1.60	1.60
		70歳以上組合員 (70歳以上75歳未満)	0.80	0.80	0.80	0.80	1.60	1.60
		後期高齢適用者 (75歳以上)	—	—	—	—	—	—

1. 一般組合員等は、一般組合員、特定消防組合員、市町村長組合員、特別職組合員を言います。
2. 短期給付の健康保険に係る負担金の率には、公的負担として地方公共団体が負担する財政調整負担金の率、育児休業手当金および介護休業手当金に係る公的負担金の率は含まれておりません。
3. 短期給付の健康保険に係る掛金の率は、全国市町村職員共済組合連合会の調整交付金および特別調整交付金を控除した率です。
4. 短期給付の介護保険に係る掛金・負担金は対象者（40歳以上65歳未満）のみの負担です。
5. 厚生年金保険料率については、毎年9月に引き上げが行われます（平成30年9月以降は固定）。
6. 厚生年金保険料率の事業主負担分には、公的負担として地方公共団体が負担する基礎年金拠出金の率および追加費用率は含まれておりません。
7. 任意継続組合員の掛金の率は、健康保険の掛金の率と負担金の率および福祉事業の掛金の率と負担金の率の合計です。ただし、40歳以上65歳未満の任意継続組合員は介護保険の掛金の率と負担金の率の合計の率が別途加算されます。

# 短期給付事業

Guide

病気、けが、災害：  
どんなときにも安心できる暮らしを支えます。

※本手引きは、各制度の概要を記載したものですので、各詳細につきましては当共済組合ホームページもご参照ください。

URL: <http://www.city-osaka-kyosai.or.jp>



# 短期給付とは？

組合員とその被扶養者の医療等を保障する、共済組合の医療保険。



短期給付は、組合員とその被扶養者の病気やけが、出産、死亡、休業、災害等に対して行う給付事業です。

これらの給付は大きく分けて、保健給付、休業給付、災害給付の3つの柱があり、それぞれに法律で定められた法定給付と当共済組合独自の附加給付があります。

## ＋ 給付金の請求

### ■ 請求不要の給付

<p>当共済組合から医療機関に直接支払うもの</p>	<p><b>法定給付</b></p> <p>療養の給付・入院時食事療養費・入院時生活療養費・保険外併用療養費・訪問看護療養費・家族療養費・家族訪問看護療養費</p>
<p>医療機関からの請求書に基づいて自動的に組合員に支給するもの</p>	<p><b>法定給付</b></p> <p>高額療養費</p> <p><b>附加給付</b></p> <p>一部負担金払戻金・家族療養費附加金・家族訪問看護療養費附加金</p>

上記以外の給付については、組合員から当共済組合に請求していただくことになります。

### ■ 短期給付の時効

給付事由が生じた日（たとえば、出産費なら出産した日）から2年の間に請求しないと、給付金は支給されなくなりますので、ご注意ください。



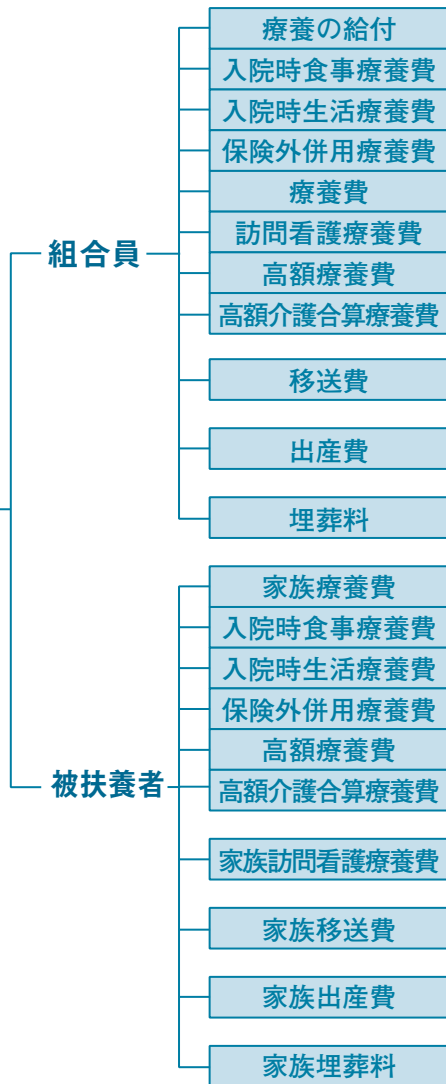
短期給付の種類

法定給付

附加給付等

こんなとき

保健給付



一部負担金払戻金

家族療養費附加金

家族訪問看護療養費附加金

病気・けが  
訪問看護



移送  
出産  
死亡



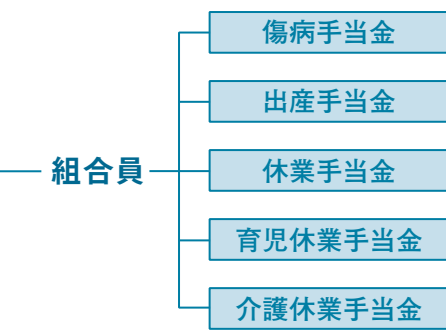
病気・けが



訪問看護  
移送  
出産  
死亡



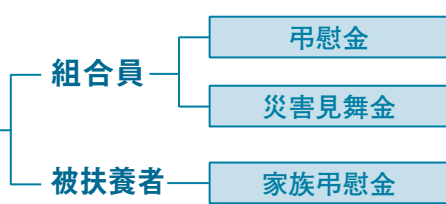
休業給付



休職したとき  
出産のため  
休んだとき  
欠勤  
育児休業  
介護休業



災害給付



非常災害による死亡  
非常災害  
非常災害による死亡



共済組合のしくみ

短期給付事業

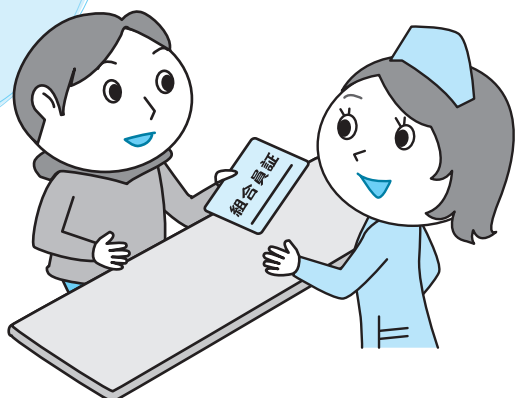
長期給付事業

福祉事業



# 病院等にかかるとき

組合員証・被扶養者証をお忘れなく。



組合員やその被扶養者が、公務（通勤を含む）外の病気やけがをしたとき、保険医療機関の窓口で組合員証・組合員被扶養者証、70～74歳の方に交付している高齢受給者証を提示すれば、一部の負担で医療を受けることができます。

なお、75歳（一定の障害がある場合は65歳）以上の人は、すべて「後期高齢者医療制度」に加入することになります。

## 医療費の一部負担（自己負担）

病気やけがに対する負担の割合は、年齢等により異なります。

（平成30年4月1日現在）

	外来	入院		療養病床の場合 食費・居住費
	医療費	医療費	食費	
義務教育就学前	2割負担	2割負担	標準負担額 1食460円（難病患者等は260円）	
義務教育就学後 ～64歳	3割負担	3割負担		
65～69歳	3割負担	3割負担	低所得者Ⅱ （市町村民税非課税者） 1食210円 （91日以降160円）	標準負担額 食費 1食460円
70～74歳	2割または 1割※負担 （現役並み所得者は3割）	2割または 1割※負担 （現役並み所得者は3割）	低所得者Ⅰ （所得が一定基準に 満たない高齢受給者） 1食100円	居住費 1日370円 （1カ月約53,000円）

自己負担限度額あり

※平成26年3月31日以前に70～74歳に達した人は1割、平成26年4月1日以降に70歳に達する人は2割

## 一部負担の残りは当共済組合が負担

組合員には「療養の給付」、被扶養者には「家族療養の給付」として、一部負担を除く部分を負担しています。

### ▼ 給付割合 ▼

義務教育就学前 ▶▶▶

8割

義務教育就学後～69歳 ▶▶▶

7割

70～74歳 ▶▶▶

9割または8割※（現役並み所得者は7割）

※平成26年3月31日以前に70～74歳に達した人は9割、平成26年4月1日以降に70歳に達する人は8割

## 当共済組合の附加給付

医療費の一部負担（自己負担）が一定額を超えたときに支給されます。なお、医療費助成を受けている場合は、受診時の自己負担分が少額となるため、附加給付は支給されません。

### 組合員

一部負担金  
払戻金

支給額＝自己負担額－25,000円※（高額合算の場合は50,000円）

※100円未満の端数は切捨て。1,000円に満たない場合は不支給

※標準報酬の月額530,000円以上の組合員は50,000円（高額合算の場合は100,000円）

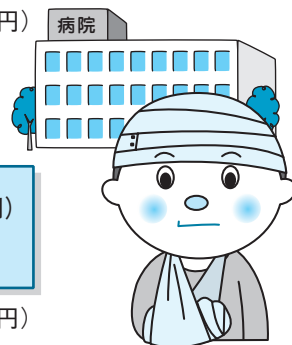
### 被扶養者

家族療養費  
附加金

支給額＝自己負担額－25,000円※（高額合算の場合は50,000円）

※100円未満の端数は切捨て。1,000円に満たない場合は不支給

※標準報酬の月額530,000円以上の組合員の被扶養者は50,000円（高額合算の場合は100,000円）



## ■ 組合員証・組合員被扶養者証で保険医療機関にかかれないケース

次のような場合は組合員証・組合員被扶養者証は使えません。

- |                      |                           |
|----------------------|---------------------------|
| ① 健康診断や人間ドック、予防注射    | ⑥ 保険で認められない治療や差額ベッド       |
| ② 美容のための整形手術         | ⑦ 公務災害・通勤災害（疑いを含む）        |
| ③ 疲労回復のためのビタミン注射等の措置 | ⑧ 肩こり・腰痛                  |
| ④ 正常な出産              | ⑨ 交通事故等の第三者行為（届出がある場合を除く） |
| ⑤ 経済的理由による人工妊娠中絶     |                           |

等

# 整骨院等にかかったとき

## 整骨院・接骨院（柔道整復師）の場合

負傷原因が明らかで慢性に至っていない外傷性の負傷で、柔道整復師の施術を受けた場合に限り、当共済組合の給付が受けられます。

### 〔保険適用が受けられる場合〕

1	骨折、不全骨折、脱きゅう（応急手当を除き医師の同意が必要）
2	打撲、捻挫、出血していない肉離れ

次のような症状で受療した場合は、当共済組合での短期給付は受けられません。自費診療となります。

### 〔保険適用が受けられない場合〕

1	日常生活における単なる疲れ、肩こり等
2	スポーツ等による肉体疲労、筋肉疲労
3	医師が治療すべき腰椎椎間板ヘルニア
4	脳疾患後遺症等の慢性病
5	症状の改善がみられない長期の施術（腰部捻挫等）
6	医師の同意がない骨折、不全骨折、脱きゅう

## はり、きゅうの場合

医師の同意を得て、神経痛やリウマチ、五十肩、腰痛症など慢性的な痛みのある病気で鍼灸師の施術を受けた場合に限り、当共済組合の給付が受けられます。

## マッサージを受けた場合

医師の同意を得て、関節拘縮などでマッサージ師の施術を受けた場合に限り、当共済組合の給付が受けられます。

単なる肩こり、腰痛等のような症状で受療した場合には当共済組合の給付は受けられず、自費診療となります。

※公務上および通勤途上における負傷の場合は、給付対象にはなりません。

## 療養費の受領委任払いについて

整骨院等において健康保険での施術を受けた場合、原則は患者が治療費の全額を支払い、後で当共済組合へ療養費の請求をすることで、7～9割相当の給付を受けることになっています。

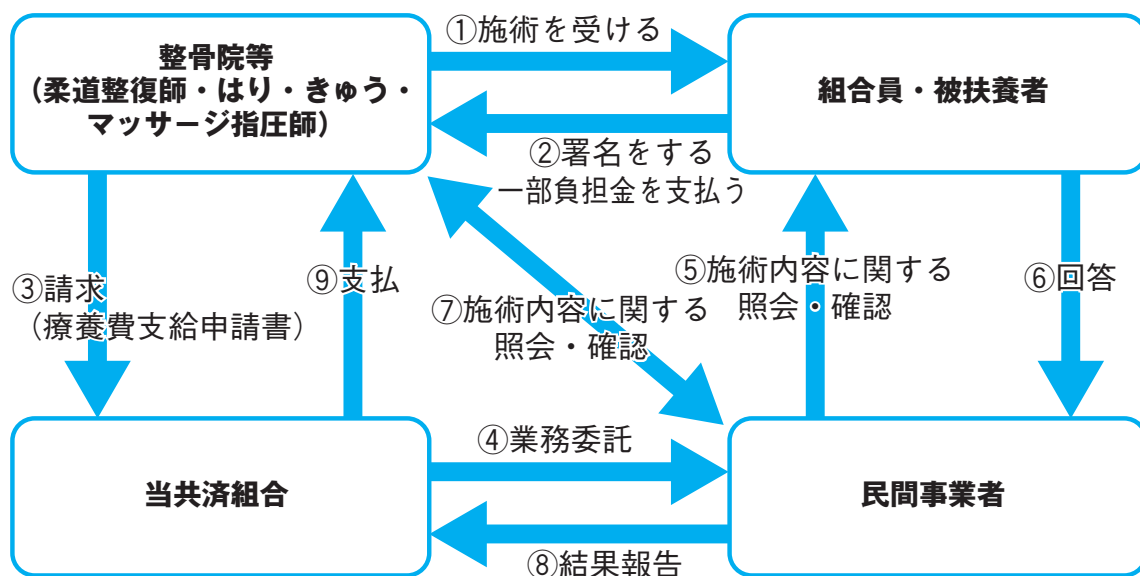
しかし、地方公務員共済組合協議会（当共済組合が加盟している団体）と受領委任契約を結んでいる整骨院等では、医療機関等と同じように組合員証・被扶養者証を整骨院等で提示することで、窓口での自己負担額が1～3割になります。

ただし、医療機関等と違い整骨院等では、組合員の同意がないと医療機関等と同じような取り扱いができません。この同意確認のため、整骨院等では、「療養費支給申請書」に患者の署名による確認が必要になります。この「療養費支給申請書」の記載内容（施術箇所・通院日数・支払金額）に間違いがあると整骨院等への支払いが遅れる原因になりますので、必ず、内容を確認した上で署名するようお願いします。

## 療養費の支払事務委託について

当共済組合では、事務費削減と医療費の適正化のため、整骨院等にかかる療養費の支給業務を民間事業者に委託しています。

委託先の民間事業者から照会文書や電話での確認がありましたら、回答をお願いします。なお、回答いただいた内容は、整骨院等への照会確認として使用させていただきますが、それ以外では使用しませんので、当共済組合の事業運営にご理解とご協力をお願いします。



※平成30年度はガリバー・インターナショナル（株）に委託しています。

※長期的に継続して整骨院等に通院されている方に対しては、民間事業者からの照会とは別に、当共済組合から直接お知らせ文書や照会文書を送付させていただく場合があります。その際には、領収書の提出をお願いすることもありますので、整骨院等で受療された場合は、必ず領収書をもらい、約1年間は保管しておいてくださるようお願いします。

これらの照会事務は、地方公務員等共済組合法および厚生労働省通知等に基づき、療養費適正化のため行っているものです。皆様のご理解とご協力をお願いします。

# 自己負担が高額になったとき

一定額を超えた自己負担分は「高額療養費」として支給されます。

病気やけがで入院したり、治療が長引いたりすると、医療費の自己負担も高額になります。そこで、自己負担が一定額を超えたとき、その超えた額が払い戻される「高額療養費」制度が設けられています。

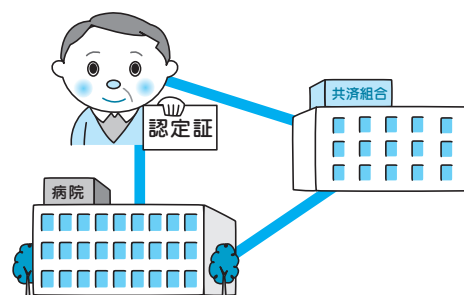
なお、この自己負担額から高額療養費として支給される額を控除した後の額が25,000円\*を超える場合には、一部負担金払戻金、家族療養費附加金または家族訪問看護療養費附加金が支給されます。

\*標準報酬の月額530,000円以上の組合員は50,000円(→P19)

## ■事前に申請すれば、窓口負担が限度額までに

当共済組合に事前の申請を行い、当共済組合が発行する「限度額適用認定証」を医療機関の窓口提示すれば、窓口負担が月単位で限度額までにとどめられ、窓口で多額の現金を支払う必要がなくなります。

事前の申請を行わない場合は、高額療養費として後日払い戻されます。



## 自己負担限度額

### ■70歳未満

所得区分		診療月を含めた直近12ヵ月の高額療養費該当が3回まで	4回目以降
ア	標準報酬月額83万円以上	252,600円＋(医療費－842,000円)×1%	140,100円
イ	標準報酬月額53万円以上83万円未満	167,400円＋(医療費－558,000円)×1%	93,000円
ウ	標準報酬月額28万円以上53万円未満	80,100円＋(医療費－267,000円)×1%	44,400円
エ	標準報酬月額28万円未満	57,600円	
オ	低所得者(市町村民税非課税者)	35,400円	24,600円

### ■70歳以上(平成30年7月診療分まで)

所得区分		外来	入院、同一世帯の高齢者全員の一部負担金の合計額	4回目以降
現役並み※	標準報酬月額28万円以上	57,600円	80,100円 ＋(医療費－267,000円)×1%	44,400円
一般所得者	標準報酬月額28万円未満	14,000円 年間(8～7月)上限144,000円	57,600円	
低所得者Ⅱ	低所得者Ⅰを除く市町村民税非課税者	8,000円	24,600円	
低所得者Ⅰ	市町村民税非課税者で所得が一定以下の人		15,000円	

### ■70歳以上(平成30年8月診療分から)

所得区分		外来	入院、同一世帯の高齢者全員の一部負担金の合計額	4回目以降
現役並み※	標準報酬月額83万円以上	252,600円＋(医療費－842,000円)×1%		140,100円
	標準報酬月額53万円以上83万円未満	167,400円＋(医療費－558,000円)×1%		93,000円
	標準報酬月額28万円以上53万円未満	80,100円＋(医療費－267,000円)×1%		44,400円
一般所得者	標準報酬月額28万円未満	18,000円 年間(8～7月)上限144,000円	57,600円	
低所得者Ⅱ	低所得者Ⅰを除く市町村民税非課税者	8,000円	24,600円	
低所得者Ⅰ	市町村民税非課税者で所得が一定以下の人		15,000円	

\*標準報酬月額が28万円以上でも、夫婦2人世帯で年収520万円未満(単一世帯で年収383万円未満)の場合には、申請により一般所得者の区分となることができます。



- 同一月に同一世帯で自己負担限度額21,000円（70歳以上は21,000円未満も可）を超える診療報酬明細書が2件以上ある場合には、その合算額から前ページの自己負担限度額を控除した金額が支給されます。
- 人工透析を必要とする慢性腎不全や血友病のような特定疾病について、当共済組合の認定を受けたときは1ヵ月の自己負担限度額は10,000円（所得区分ア・イの場合は20,000円）

<特定疾病で受診するとき>

当共済組合が発行する「特定疾病療養受療証」を組合員証または組合員被扶養者証とともに医療機関等に提示する必要があります。該当する人は「特定疾病療養受療証交付申請書」を所属所（市長部局にあっては総務事務センター）に提出し、交付を受けてください。

## 高額介護合算療養費制度

医療と介護の自己負担額を合算したときの年額の自己負担限度額が設けられ、負担を軽減します。

これは、高額療養費の算定対象世帯を単位として、1年間の医療と介護の自己負担額を合算し、その額が限度額を超えている場合、組合員が申請をすれば、限度額を超えた額をそれぞれの制度で按分し、短期給付からは「高額介護合算療養費」、介護保険からは「高額医療合算介護サービス費」として支給されます。

### 請求手続き

まず介護保険を運営する市区町村に「支給申請兼自己負担額証明書交付申請書」を提出。交付された証明書を添付して、当共済組合に支給を申請します。

### ■自己負担限度額（70歳未満）（年額※8月1日から翌年7月31日の1年間）

標準報酬の月額83万円以上	2,120,000円
標準報酬の月額53万円以上83万円未満	1,410,000円
標準報酬の月額28万円以上53万円未満	670,000円
標準報酬の月額28万円未満	600,000円
低所得者Ⅱ（低所得者Ⅰを除く市町村民税非課税者）	340,000円
低所得者Ⅰ（市町村民税非課税者で所得が一定以下の人等）	

### ■自己負担限度額（70歳以上）

#### 平成30年7月診療分まで

区分		自己負担限度額 (70歳以上※1)
現役並み	標準報酬月額 28万円以上	670,000円
	標準報酬月額 28万円未満	
一般	標準報酬月額 28万円未満	560,000円
低所得者	低所得者Ⅱ	310,000円
	低所得者Ⅰ	190,000円※2

#### 平成30年8月診療分から

区分		自己負担限度額 (70歳以上※1)
現役並み	標準報酬月額83万円以上	2,120,000円
	標準報酬月額53万円以上 83万円未満	1,410,000円
	標準報酬月額28万円以上 53万円未満	670,000円
一般	標準報酬月額 28万円未満	560,000円
低所得者	低所得者Ⅱ	310,000円
	低所得者Ⅰ	190,000円※2

※1 対象世帯に70～74歳未満が混在する場合、まず、70～74歳の自己負担合算額に限度額を適用した後、残る負担額と70歳未満の自己負担限度額を合わせた額に限度額を適用します

※2 介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合、医療保険分は19万円、介護保険分は31万円の限度額を適用します。

# 入院時の食事代

「入院時食事療養費」が支給されるため、自己負担は“標準負担額”だけです。

## 1食460円を自己負担

入院中に提供される食事代については、食事療養標準負担額として1日3食1,380円を限度に1食460円を患者が負担することになっています。これは、食事療養標準負担額を超えた分については入院時食事療養費として共済組合が負担するためです。

この食事療養標準負担額は、組合員・被扶養者ともに同額ですが高額療養費の対象にはなりません。市町村民税非課税者は、標準負担額の減額を受けることができます。

区 分		標準負担額
一 般		460円 <sup>※1</sup>
低所得者Ⅱ <sup>※2</sup>		210円
	長期入院の場合	91日以降160円
	低所得者Ⅰ <sup>※3</sup>	100円

※1 難病患者等は260円

※2 市町村民税非課税者

※3 所得が一定基準に満たない場合等に該当する高齢受給者

### 65歳以上の 高齢者が療養病床に 入院したとき



65歳以上の高齢者が療養病床に入院した場合は、食費・居住費を自己負担することになっており、生活療養標準負担額として1日につき1,750円を負担します。

ただし、低所得者には所得の状況に応じて介護保険と同様に負担軽減措置があります。また、難病、脊髄損傷等の患者で入院治療の必要性の高い状態が継続する患者や、回復期リハビリテーション病棟に入院している患者は、食材料費相当の負担に軽減されます。生活療養標準負担額を超える分は、入院時生活療養費として当共済組合が負担します。

#### ■生活療養標準負担額

食費:食材料費および調理コスト相当 1食につき460円で1日1,380円  
居住費:光熱水費相当 1日につき370円

\* 生活療養標準負担額は、組合員、被扶養者とも同額負担で、高額療養費の対象とはなりません。

\* 被扶養者の入院時生活療養にかかる給付は、家族療養費としてその費用が支給されます。

# 差額を負担するケース

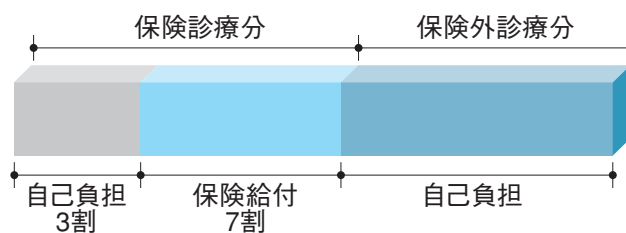
「保険外併用療養費」が支給されます。

保険が適用されない療養を受けると、保険が適用される部分も含めて、医療費の全額が自己負担となります。しかし、医療技術の進歩や患者のニーズの多様化に対応するために、保険が適用されない療養を受ける場合でも、一定の条件を満たした「評価療養」「患者申出療養」および「選定療養」であれば、保険が適用される部分は一般の保険診療と同様に扱われます。



## 評価療養・患者申出療養・選定療養

- 評価療養**…医学的な価値が定まっていない新しい治療法や新薬等将来的に保険導入をするか評価される療養
- 患者申出療養**…患者の申出に基づいて厚生労働大臣が定める高度の医療
- 選定療養**…特別な療養環境等、患者が自ら希望して選ぶ療養で、保険導入を前提としない療養



※ 給付割合が、義務教育就学後～69歳の場合

## 保険との併用が認められる保険外の療養

### 評価療養

- 先進医療
- 医薬品、医療機器、再生医療等製品の治験に係る診療
- 医薬品医療機器法承認後で保険収載前の医薬品、医療機器、再生医療等製品の使用
- 薬価基準収載医薬品の適応外使用（用法・用量・効能・効果の一部変更の承認申請がなされたもの）
- 保険適用医療機器、再生医療等製品の適応外使用（使用目的・効能・効果等の一部変更の承認申請がなされたもの）

### 選定療養

- 特別の療養環境（差額ベッド）
- 歯科の金合金等
- 金属床総義歯
- 予約診療
- 時間外診療
- 大病院の初診
- 小児う蝕の指導管理
- 大病院の再診
- 180日以上入院
- 制限回数を超える医療行為

## 先進医療

保険適用外の先進的な医療技術を受けた場合、医療費の全額が自己負担となりますが、安全性や有効性等一定の条件を満たしていれば、「先進医療」として保険との併用が認められます。また、先進医療の中でも「高度医療」と認められる場合は、未承認の薬や医療機器も含めて保険との併用が認められます。



## 差額ベッド

入院したとき、個室等条件のよい病室は保険の適用外です。一般に「差額ベッド」といわれるもので、希望する場合は入院の室料にあたる差額分を負担すれば、あとは保険が適用されます。なお、次の条件を満たしていれば、個室に限らず差額が徴収される対象となります。ただし、差額を支払うのは患者が差額ベッドを希望したときに限られます。

- ① 1病室の病床数が4床以下
- ② 病室の面積が1人当たり6.4平方メートル以上
- ③ 病床ごとにプライバシーの確保をはかるための設備を備えていること
- ④ 患者個人用の収納設備や、机・イス・照明の設置

## 医療周辺サービス

おむつ代やテレビ代、証明書代や外国人のための通訳にかかる費用等、療養の給付と直接関係のない医療周辺サービスについては、実費を負担すれば、保険診療と一緒に利用できます。

例 おむつ代、病衣貸与代、テレビ代、理髪代、クリーニング代、ゲーム機・パソコンの貸出料、患者図書館の利用料、証明書代、カルテ開示の手数料等

# 医療費等が立て替え払いとなるケース

やむを得ない場合に限り、「療養費」または「家族療養費」として払い戻されます。

やむを得ない事情で組合員証・被扶養者証を提示できず、医療費の全額を自分で支払うというケースもあります。このような場合には、本人が一時立て替えて、後日、当共済組合に請求することになります。当共済組合が認めた場合には、組合員は「療養費」、被扶養者は「家族療養費」として、その費用の払戻しが受けられます。

ただし、支払った費用の全額が戻るわけではなく、保険診療等一定の基準をもとにした額のうち、さらに自己負担分を控除した額となります。

また、この自己負担分の額が一定額を超えるときには、一部負担金払戻金または家族療養費附加金が支給されます。



## 立て替え払いをしたあとで払い戻しがあるもの

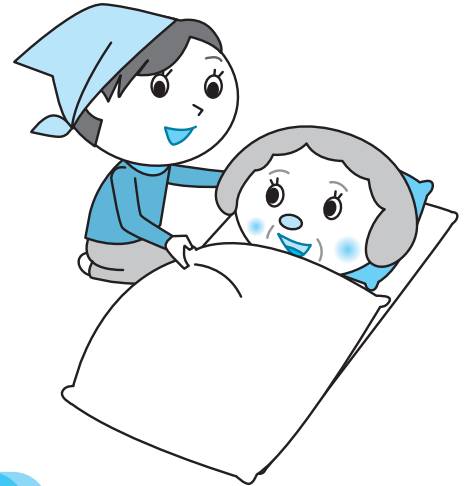
医療の理由と内容	払い戻し額
やむを得ず保険医以外の医療機関にかかった場合	保険適用の治療の範囲の中で算定された金額から自己負担分を差し引いた額
やむを得ず証が提出できなかった場合	上に同じ
輸血(生血)の血液代	妥当と認められる額
治療用装具を購入したとき(既製品を購入した場合を除く)	上に同じ
はり、きゅう、マッサージ代	基準料金から自己負担分を差し引いた額
海外で医療を受けた場合 (療養の目的で海外に行き、治療を受けた場合を除く)	国内での健康保険の基準によって算定された額か、実際に支払った額のどちらか低い額から自己負担分を差し引いた額
歩行困難な患者の入院や転医のときの移送で、緊急その他やむを得ないとき	妥当と認められる額

※各請求時に必要となる添付書類については、当共済組合のホームページをご覧ください。

# 自宅で看護を受けるとき

通院と同じ負担で訪問看護サービスが受けられます。—「訪問看護療養費」

退院後も引き続き自宅で療養が必要なとき、訪問看護が受けられると安心です。当共済組合では、訪問看護の必要な人にも給付を行っています。そのため、病院等への外来と同様の負担で訪問看護が受けられます。



共済組合のしくみ

短期給付事業

長期給付事業

福祉事業



## 申込みはかかりつけの医師（主治医）へ

訪問看護サービスが受けられる人は、末期がん患者、難病患者、重度障害者、働きざかりの脳卒中患者等で、かかりつけの医師に申込み、指定訪問看護事業者（訪問看護ステーション）から訪問看護を受けることになります。当共済組合が必要と認めた場合に、給付が受けられます。

## 当共済組合の附加給付

医療費の一部負担（自己負担）が一定額を超えたときに支給されます。

### 組合員

#### 一部負担金 払戻金

支給額＝自己負担額－25,000円<sup>※</sup>（高額合算の場合は50,000円）  
\*100円未満の端数は切捨て。1,000円に満たない場合は不支給

### 被扶養者

#### 家族訪問看護 療養費附加金

支給額＝自己負担額－25,000円<sup>※</sup>（高額合算の場合は50,000円）  
\*100円未満の端数は切捨て。1,000円に満たない場合は不支給







※標準報酬の月額530,000円以上の組合員は50,000円（→P19）



# 勤務を休み、給料が支給されないとき

組合員の休業期間中の生活保障として各種の手当金が支給されます。

こんなとき	支給期間	支給額	注意事項	請求書類
<p>病気・けがで休んだとき</p> <p><b>傷病手当金</b></p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 労務不能となり、継続して勤務を休んだ4日目から支給</li> <li>● 1年6カ月（結核性の病気は3年）以内</li> </ul>	<p>1日につき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 支給開始月を含む組合員期間が12カ月以上の場合 <b>支給開始月を含む直近12カ月の各月の標準報酬月額を平均した額 ÷ 22相当額の <math>\frac{2}{3}</math></b></li> <li>● 支給開始月を含む組合員期間が12カ月未満の場合               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 組合員の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額</li> <li>② 加入している共済組合の全組合員の平均標準報酬月額（前年度9月30日時点*）</li> </ol> <b>①か②のいずれか少ない額 ÷ 22相当額の <math>\frac{2}{3}</math></b> </li> </ul> <p>*平成30年度においては前年度10月1日時点。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 傷病手当金を受けている人が、その病気・けがで障害厚生年金や老齢厚生年金等を受けるときは、それらの額が傷病手当金より少ない場合に限り、差額分が支給されます。</li> <li>● 出産手当金が支給されている場合、その期間中は支給されません。</li> <li>● 報酬額が傷病手当金を超えている場合は支給されません。</li> </ul>	傷病手当金請求書 等
<p>出産のために休んだとき</p> <p><b>出産手当金</b></p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 出産予定日以前42日（双子以上の妊娠の場合は98日。予定日後に出産した場合はその期間も支給）、出産の日後56日までの期間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 妊娠4カ月以上の出産が対象になります。正常出産、異常出産は問いません。</li> <li>● 報酬額が出産手当金を超えている場合は支給されません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 妊娠4カ月以上の出産が対象になります。正常出産、異常出産は問いません。</li> <li>● 報酬額が出産手当金を超えている場合は支給されません。</li> </ul>	出産手当金請求書 等
<p>子育てのために休んだとき</p> <p><b>育児休業手当金</b></p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 育児のために勤務を休んだ期間で当該育児休業に係る子が1歳（1歳に達した日後も保育所等に入所できない等の特別の事情がある場合は最長1歳6カ月。1歳6ヶ月以後も引き続き入所できない状態が続いている場合は最長2歳）に達する日まで</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 育児休業をした期間が180日に達するまでの期間</li> </ul> <p>1日につき</p> <p><b>標準報酬の日額 × <math>\frac{67}{100}</math></b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 育児休業をした期間が180日を超える期間</li> </ul> <p>1日につき</p> <p><b>標準報酬の日額 × <math>\frac{50}{100}</math></b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 雇用保険法に準じた支給額の上限があります。</li> <li>● 同一育児について雇用保険法の育児休業給付が受けられる場合は支給されません。</li> <li>● 父母ともに育児休業を取得する場合は、その子が「1歳2カ月に達する日までの間の1年間」育児休業手当金を受給することができます。</li> </ul>	育児休業手当金請求書 等
<p>介護のために休んだとき</p> <p><b>介護休業手当金</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護休業を開始した日から66日（介護休暇を取得した実数日）以内</li> </ul>	<p>1日につき</p> <p><b>標準報酬の日額 × <math>\frac{67}{100}</math></b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 雇用保険法に準じた支給額の上限があります。</li> <li>● 同一介護について雇用保険法の介護休業給付が受けられる場合は支給されません。</li> </ul>	介護休業手当金請求書 等
<p>家族の病気や不慮の災害で休んだとき</p> <p><b>休業手当金</b></p> 	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 被扶養者の病気やけが → 勤務を休んだ全期間</li> <li>② 配偶者（内縁関係含む）の出産 → 14日以内</li> <li>③ 組合員の公務によらない不慮の災害、または被扶養者の不慮の災害 → 5日以内</li> <li>④ 組合員の結婚、配偶者（内縁関係含む）の死亡または被扶養者等の結婚や葬祭 → 7日以内</li> <li>⑤ ①～④以外で、当共済組合の運営規則で定める事由 → 運営規則で定める期間</li> </ol>	<p>1日につき</p> <p><b>標準報酬の日額 × <math>\frac{50}{100}</math></b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ⑤の運営規則で定める事由としては、被扶養者でない配偶者、子、父母の病気・けが等があります。</li> <li>● 傷病手当金または出産手当金が支給されている場合、その期間中は支給されません。</li> <li>● ここでいう「休み」とは「欠勤」のことです。</li> <li>● 報酬額が休業手当金を超えている場合は支給されません。</li> </ul>	休業手当金請求書 等

※ 標準報酬の日額 = 標準報酬の月額 ×  $\frac{1}{22}$

※ 各請求時に必要となる添付書類については、当共済組合のホームページをご覧ください。

# 出産したとき

出産にかかる費用として、「出産費」が支給されます。

正常な出産は保険給付の対象外であるため、組合員証・被扶養者証で受診することはできませんが、その代わりに「出産費」（被扶養者の出産の場合は「家族出産費」）が支給されるので、出産にかかる費用を賄うことができます。



## 妊娠4カ月目以降なら支給

妊娠4カ月（85日）目以降に出産したときに出産費として404,000円が受けられます。これは、生産・死産、母体保護法に基づく人工妊娠中絶に対しても支給されます。

なお、死産を含み、在胎週数第22週以上で産科医療補償制度加入分娩機関で出産した場合は420,000円となります。

また、双子以上の場合には、その人数分の額が支給されます。

### 支給額

■ 組合員 出産費	■ 被扶養者 家族出産費
1件につき404,000（420,000）円	

### 請求に必要な書類

- 「出産費・家族出産費請求書」
- 医療機関が発行する出産費用の明細書（代理受取額の記載されたもの）
- 直接支払制度の利用有無に関する合意

※産科医療補償制度該当の場合は、明細書に「産科医療補償制度加入機関」の押印が必要です。

※直接支払制度を利用し、その差額を当共済組合に請求する場合は、代理受取額の記載された明細書が必要です。

※直接支払制度を実施していない医療機関で出産された場合は、直接支払制度の利用有無に関する合意文章は不要です。



## 出産費の窓口負担を軽減するには（出産費の直接支払制度）

組合員の一時的な費用負担を軽くするために、分娩機関等で手続きをすると、組合員が立て替え払いすることなく、当共済組合が分娩機関等へ出産費・家族出産費を直接支払うようになります。

出産費用が支給額を超えたときは、組合員はその差額を分娩機関等に支払います。

出産費用が支給額を下回ったときは、組合員が当共済組合へ請求することにより、差額が支給されます。

※出産件数の少ない医療機関では、直接支払制度でなく「受取代理制度」を導入している場合があります。

# 交通事故等（第三者行為）のケース

被害者が不利な立場にならないために。

交通事故等、第三者の行為によってけがをし、治療を受けた場合、その治療費用等は加害者が負担することになるため、原則組合員証・被扶養者証は使えません。

しかし、当共済組合への届出をすることによって、使用することができます。

なお、公務上および通勤途上における事故等については、組合員証等は、使用できませんので、ご注意ください。



## 届出に必要な書類

- 「損害賠償申告書」
- 「事故発生状況報告書」
- 「念書兼同意書」
- 交通事故証明 等

組合員証・被扶養者証を使用する場合の届出は地方公務員等共済組合法施行規程第103条により義務付けられています。

## 示談は慎重に 当共済組合に相談してください

交通事故等によるけがの治療を組合員証・被扶養者証で受ける場合には、その原因や状況等をすみやかに当共済組合に連絡してください。後日、当共済組合が加害者に対して、診療費のうち給付に要した費用を請求することになるためです。

つまり、当共済組合では一時的に立て替えた費用を、被害者である組合員（または被扶養者）に代わって請求する権利を取得することになります（代位請求権）。

しかし、もし被害者が加害者と不利な示談をしてしまうと、当共済組合は加害者に対するこれらの請求ができなくなってしまい、その費用は全額を被害者が負担しなければなりません。

そのため示談については、当共済組合と相談してから進めるようにしてください。

※症状が固定したときは、必ず当共済組合へご連絡ください。



# 死亡したとき

埋葬費用として「埋葬料」が支給されます。

組合員やその被扶養者が死亡したときは、埋葬料（被扶養者の場合は家族埋葬料）が支給されます（組合員の場合、公務外の原因による死亡に限ります）。

なお、被扶養者のいない組合員が死亡した場合は、実際に埋葬を行った人に対して、埋葬料の範囲内で実費を支給します。

## 支給額

■組合員  
埋葬料

■被扶養者  
家族埋葬料

支給額 = 1件につき50,000円

## 請求に必要な書類

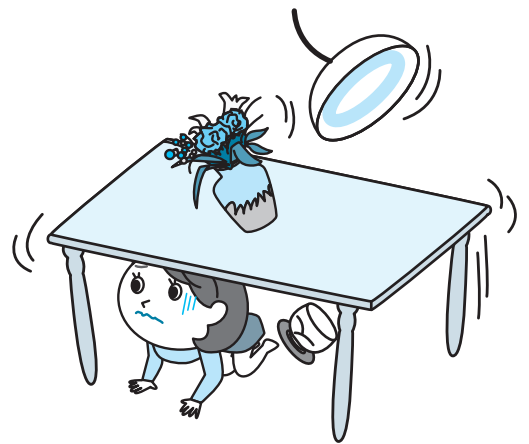
- 「埋葬料・家族埋葬料請求書」
- 埋葬許可証または火葬許可証の写し、死亡診断書、住民票の除票または戸籍抄本等、死亡が確認できる書類のいずれか

\*被扶養者ではない人が埋葬料を請求する場合には、埋葬に要した費用を証明する書類が必要。

# 災害にあったとき

「弔慰金」や「災害見舞金」が支給されます。

地震や火災、水害等の非常災害によって、組合員や被扶養者が死亡したり、住居・家財に損害を受けたときは、弔慰金や見舞金が支給されます。



## 災害による死亡の場合…弔慰金、家族弔慰金

天災その他の非常災害によって死亡したときは、弔慰金（被扶養者の場合は家族弔慰金）が支給されます。ここでいう「非常災害」とは、主に天災をさしますが、列車の脱線や航空機の墜落等の“予測し難い事故”も含まれます。

なお、弔慰金が支給される場合でも、埋葬料は支給されます。

## 支給額

■組合員  
弔慰金

標準報酬の月額×1ヵ月分

■被扶養者  
家族弔慰金

標準報酬の月額 ×  $\frac{70}{100}$

## 請求に必要な書類

- 「弔慰金・家族弔慰金請求書」  
（死亡状況等にかかる市区町村長または警察署長の証明を受けたもの）
  - その他、当共済組合が必要と認める書類
- \*弔慰金請求書には遺族の順位を証明する書類が必要。





## 災害によって住居等に損害を受けた場合…災害見舞金

組合員が非常災害（盗難は除く）によって住居や家財に損害を受けた場合に、災害見舞金が支給されます。その額は、住居と家財について別々に算定しますが、合算して標準報酬の月額3カ月分が上限となります。

なお、同一世帯に組合員が2人以上いる場合は、それぞれに支給されます。

組合員とその被扶養者が別居している場合、被扶養者の住居または家財は組合員の住居または家財の一部として取り扱われます。

損害の程度		支給額
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住居および家財の全部が焼失し、または滅失したとき</li> <li>● 住居および家財にこれと同程度の損害を受けたとき</li> </ul>		標準報酬の月額3カ月分
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住居および家財の2分の1以上が焼失し、または滅失したとき</li> <li>● 住居および家財にこれと同程度の損害を受けたとき</li> <li>● 住居または家財の全部が焼失し、または滅失したとき</li> <li>● 住居または家財にこれと同程度の損害を受けたとき</li> </ul>		標準報酬の月額2カ月分
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住居および家財の3分の1以上が焼失し、または滅失したとき</li> <li>● 住居および家財にこれと同程度の損害を受けたとき</li> <li>● 住居または家財の2分の1以上が焼失し、または滅失したとき</li> <li>● 住居または家財にこれと同程度の損害を受けたとき</li> </ul>		標準報酬の月額1カ月分
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住居または家財の3分の1以上が焼失し、または滅失したとき</li> <li>● 住居または家財にこれと同程度の損害を受けたとき</li> </ul>		標準報酬の月額0.5カ月分
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 浸水によって平屋建の家屋（家財を含みます）が損害を受け、その認定が困難なとき</li> </ul>	床上120cm以上	標準報酬の月額1カ月分
	床上30cm以上	標準報酬の月額0.5カ月分

「住居」と「家財」について

「住居」とは、組合員が実際に生活の場としている建物のことで、それが自宅であっても、公務員宿舎であっても、借間であってもかまいません。「家財」とは、家具、調度品、衣服など住居以外の日常生活上必要な一切の財産のことです。不動産や現金、有価証券などは含まれません。

### 請求に必要な書類

「災害見舞金請求書」・「災害見舞金り災状況報告書」・り災証明書・住民票・り災前の家屋の評価証明書・その他当共済組合が必要と認める書類

### 災害見舞品

災害見舞金が標準報酬の月額2カ月分以上支給される場合、生活必需品購入費用として50,000円が支給されます。また、災害救助法が適用された災害については、2カ月未満の支給であっても30,000円が支給されます。



# 退職後も給付が受けられるケース

組合員でなくなっても、給付が受けられる場合があります。

1年以上組合員であった人で、当共済組合からの給付を受給中に退職したり、退職後まもなく出産または死亡したようなときには、在職中と同様の給付（附加給付を除く）が受けられる場合があります。

なお、いずれの場合も、他の共済組合の組合員や健康保険等の被保険者になったときは、その日以後の給付については支給されません。



## 手当金を受給中に退職したとき

### 傷病手当金・出産手当金

退職時に傷病手当金（出産手当金の場合も同様）の支給を受けていた（受けられる状態を含む）場合は、支給されることになっている残りの期間について退職後も引き続き支給されます。

なお、障害厚生年金や老齢厚生年金等が支給される場合には、その額が傷病手当金（出産手当金の場合も同様）より少ない場合に限り、差額分が支給されます。

## 退職後に出産したとき

### 出産費

組合員が退職後6カ月以内に出産したときは、出産費が支給されます。

※医療機関に提示する組合員資格喪失証明書（出産費請求用）を発行しますので、当共済組合までご連絡ください。

## 退職後に死亡したとき

### 埋葬料

組合員が退職後3カ月以内に死亡したときは、埋葬料が支給されます。

# 公費負担となるケース

自己負担が不要になる場合もあります。

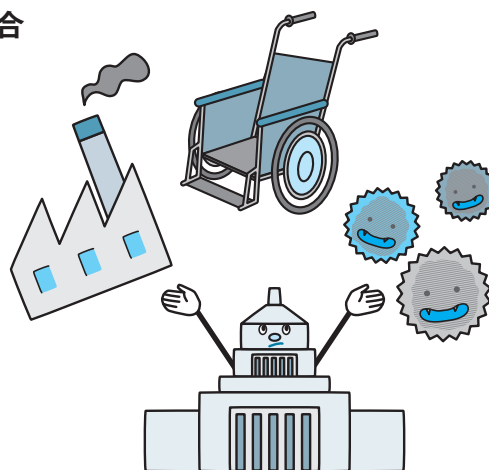
共済組合等のような医療保険（短期給付）に加入していれば、公務外の病気やけがは組合員証・被扶養者証によって、一部の自己負担で診療を受けることができます。しかし、病気等の種類やその原因によっては、国や地方公共団体が医療費を負担するケースもあります。



## 国の医療費助成

- 戦傷病者や原爆被爆者に対する医療のように国家補償的意味を持つ場合
- 感染症等社会防衛的意味を持つ場合
- 身体障がい者への医療のような社会福祉的意味を持つ場合
- 企業活動に基づく公害病
- 難病の治療、研究を目的とする場合

このような医療費助成制度は、適用される法律によって、それぞれ制度やしきみが異なり、受けられる条件等も違ってきます。詳しいことは、受診の際に医師にご相談ください。



## 各自治体独自の医療費助成

医療費助成制度に関しては、国の制度のほかにも都道府県・市区町村等自治体の負担による医療給付も数多く行われています。主なものとしては、乳幼児等の医療費の助成、心身障がい者の医療費の助成等があります。助成内容等は、市区町村により異なりますので、詳細はお住まいの自治体担当窓口にお問い合わせください。

→市町村の医療費助成を受けている場合、附加給付等の適正な給付を行うために、当共済組合に報告していただく場合があります。詳しくは次頁をご覧ください。

# 医療費の助成を受けている方は 当共済組合にご連絡ください

当共済組合では、お住まいの自治体で発行される医療費助成制度の医療証をお持ちの方の情報を登録管理しています。医療費助成制度の医療証をお持ちの方は、当共済組合にご連絡ください。

## どんな医療費助成制度が連絡の対象になるの？

各自治体で行っている次の医療費助成を受けている方は、当共済組合にご連絡ください。

- 乳幼児医療費助成制度（こども医療費助成制度）
- 重度障がい者医療費助成制度
- ひとり親家庭医療費助成制度
- 小児ぜん息等医療費助成制度
- 老人医療（一部負担金相当額等一部助成）制度
- その他、自治体で実施している医療費助成制度



**大阪府・和歌山県・奈良県にお住まいの方は連絡は不要です**

**ただし、大阪市以外の大阪府下にお住まいの方で「小児ぜん息等医療費助成制度」に該当する場合はご連絡が必要です。**

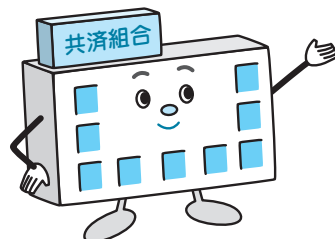
## どうして共済組合に連絡しなくてはいけないの？

当共済組合では、組合員や被扶養者が医療機関等を受診した際の窓口負担額が一定額を超えた場合、「高額療養費」や「附加給付」として給付金を支払っています。

給付金の額は、医療機関等からの請求明細書（レセプトといいます）に基づき算定していますが、レセプトには一部を除き、医療費助成の適用を受けているかどうかの記載がありません。このため、実際に支払った窓口負担額が、保険の基準（一般：3割負担、小学校就学前：2割負担、高齢：1割または2割負担）どおりの金額なのか、医療費助成の適用を受けて軽減された金額なのかが当共済組合で判断できなくなっています。

医療費助成を受けている方からの連絡がない場合、保険の基準どおりの金額を窓口負担しているとみなして給付金を算定せざるを得ず、結果として、支払う必要のない方にも給付金を支払ってしまうことになります。

**過剰にお支払いした給付金は、後ほど返還していただくことになります。** 誤った給付を防ぐため、医療費助成を受けている方は必ず当共済組合にご連絡ください。

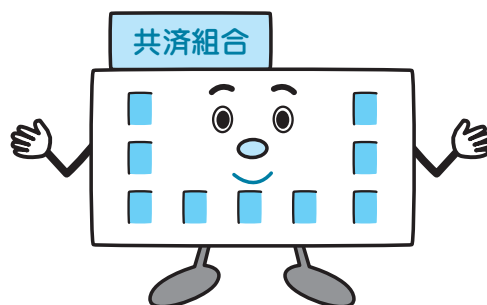


## どうやって共済組合に連絡したらいいの？

「医療費助成制度の医療証」のコピーをとり、その余白に組合員の職員番号と氏名と昼間の連絡先電話番号を記入して、当共済組合に送付してください。

また、医療証の内容に変更があった場合や、引越し等でお住まいの市町村が変わられた場合も、その都度、当共済組合にご連絡ください。

医療費助成制度の情報を登録させていただいた方には、医療証の期限が切れる時期に、当共済組合から医療証の更新状況について照会文書を送付しますので、ご回答いただきますようお願いいたします。



# 長期給付事業

Guide

退職後はもちろん、障害・死亡時にも年金や一時金の給付を行って、安心できる暮らしを支えます。

共済組合の「組合員」は、同時に厚生年金の「被保険者」でもあります。よって、この章に記載される「被保険者」とは、組合員本人を指します。

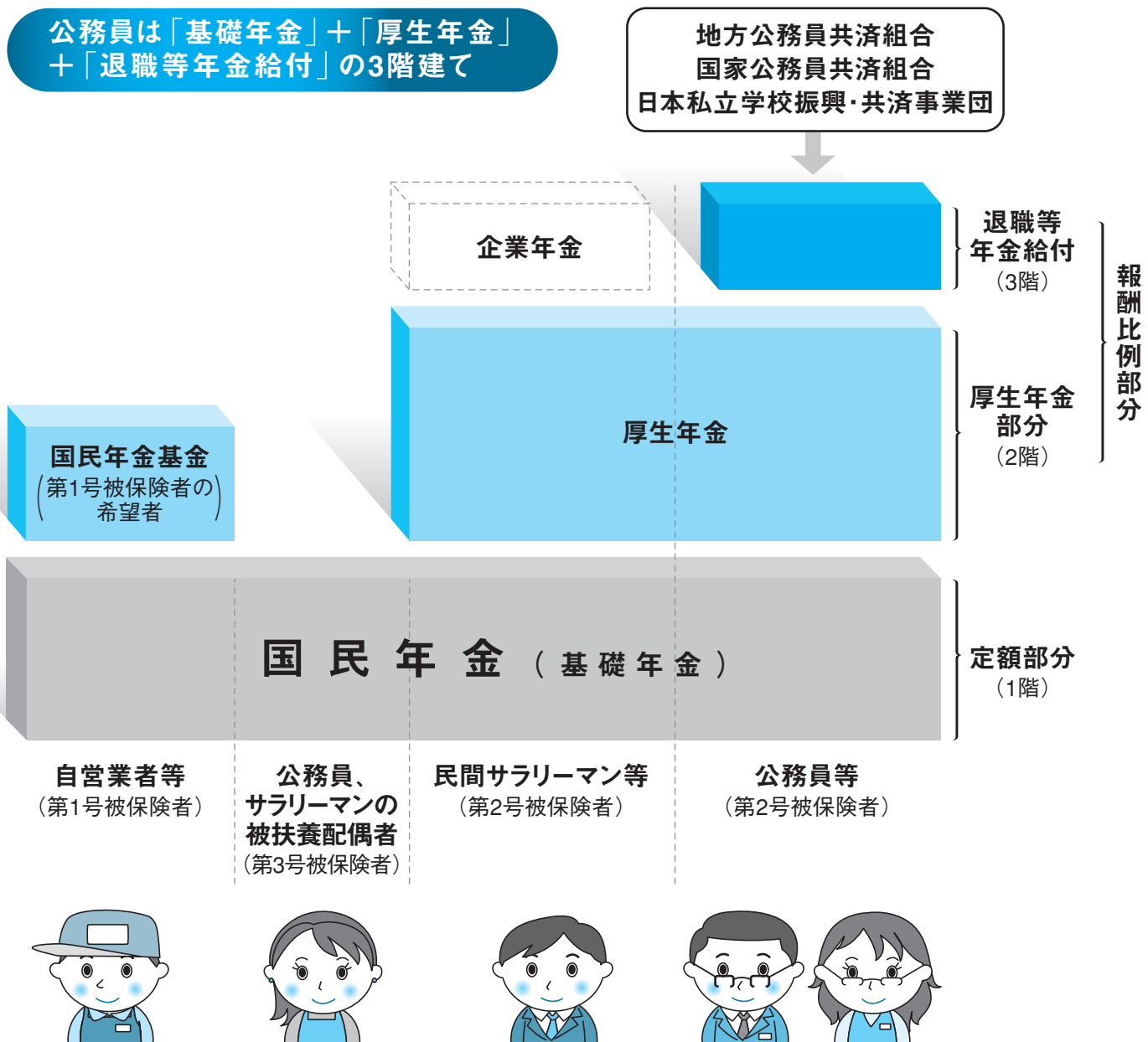


# 公的年金制度のしくみ

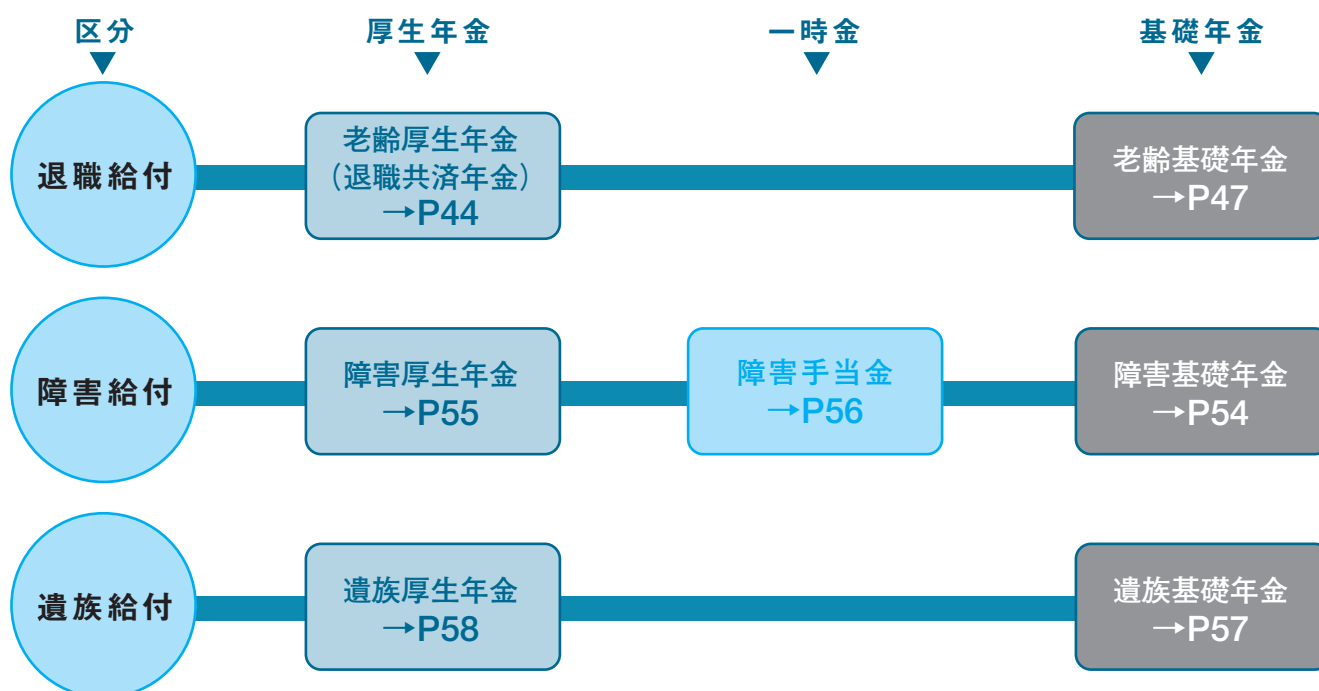
わが国の公的年金制度は、昭和36年に国民年金がスタートし、昭和61年4月に国民全員に基礎年金が支払われる現在の体制となりました。

そして、平成27年10月に被用者年金制度の一元化が実施され、私たち公務員もこれまでの共済年金から民間サラリーマン等と同様の「厚生年金」に加入することとなりました。

私たちは、国内に住む20～60歳未満のすべての人が加入する国民年金(基礎年金)をベースに、厚生年金(2階部分)と退職等年金給付(3階部分)にも加入しています。



## 長期給付の種類



## 国民年金（基礎年金）

### 加入する人

職業にかかわらず、学生も含めた20～60歳未満の国民全員が加入します。

### 国民年金の被保険者の種別

- 第1号被保険者 自営業・自由業・農林漁業者および学生等
- 第2号被保険者 共済組合の組合員や民間サラリーマン等
- 第3号被保険者 第2号被保険者の被扶養配偶者

### 保険料

共済組合の組合員とその被扶養配偶者の国民年金保険料は、保険料と負担金のなかから支払われます。そのため、組合員や被扶養配偶者は自営業者等のように個別に国民年金保険料を負担する必要はありません。

### 国民年金の被保険者種別変更の届出

組合員本人は、資格取得と同時に自動的に第2号被保険者となりますが、国民年金の被保険者種別が変更になったとき（第1号被保険者になったとき等）は、居住地の市区町村に届出が必要です。

また、被扶養配偶者が第3号被保険者の資格を取得、喪失または種別変更するためには、組合員が加入している共済組合に届出が必要です。

第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更が2年以上遅れた場合、2年より前の期間は保険料を納付することができないため未納期間となりますが、手続きにより、この未納期間を受給資格期間に算入することができます。

## 厚生年金

### 加入する人

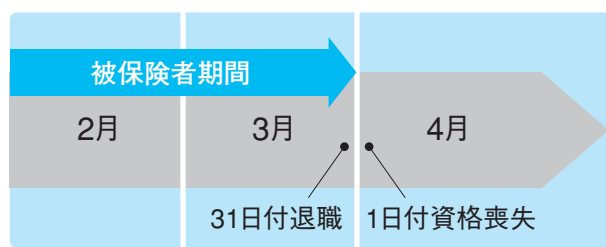
公務員として常時働く人は、70歳になるまで、民間の会社に勤めている人と同じ厚生年金に加入します。

厚生年金の被保険者である期間は、同時に国民年金の「第2号被保険者」にもなります。ただし、65歳以上で老齢基礎年金の受給資格のある人は、国民年金の被保険者とはなりません。

### 被保険者期間

年金や一時金を計算する際、「被保険者期間」が使われます。被保険者期間とは保険料徴収の対象となる期間であり、月を単位として計算されます。

被保険者となった月から被保険者の資格を失った日または70歳に到達する日の前日の属する月の前月までが被保険者期間となります。



### 保険料

保険料は、被保険者ごとの「標準報酬の月額」および「標準期末手当等の額」に保険料率を掛けて算出し、地方公共団体と組合員（被保険者）が折半負担します。

厚生年金においても、短期給付と同様、保険料や年金額の計算の基礎として標準報酬制を採用しています。ただし、等級区分数と最高限度額は短期給付と異なり、9万8千円から62万円までの30等級となっています。（→P13）

標準報酬制では、期末手当等についても給料と同率で保険料が徴収されます。標準期末手当等の額は、期末手当等支払い額の1,000円未満を切り捨てた額ですが、150万円が上限となっており、それより多い額が支給されても「150万円」として標準期末手当等の額が決定されます。

また、年金額の計算においては、平成15年3月以前の「平均標準報酬月額」と総報酬制が導入された平成15年4月以後の「平均標準報酬額」を別々に計算して合算することとなります。

### ■保険料率

厚生年金の保険料率は、平成30年7月現在89.93%ですが、平成30年9月から91.50%になります。保険料率はこれまで段階的に引き上げられており、現在の率は民間の会社に勤めている人と差がありますが、平成30年9月をもって統一され、以降は91.50%に固定されることになっています。

## 年金額等の自動改定

### ■ 原則的な改定

年金額は、毎年度、受給権者の年齢により次のような方法で改定されます。

#### ① 68歳到達前の人

1人あたりの賃金の伸び率に応じて改定

#### ② 68歳到達年度以降の人

物価変動率に応じて改定

### ■ マクロ経済スライドの仕組み

上記のように、年金額は賃金や物価の変動に応じて改定されますが、年金財政の均衡を保つため、マクロ経済スライドにより給付額の調整が行われます。

調整の方法は、原則的な改定の方法に、「被保険者数の減少率」と「平均余命の伸び」を合わせた一定率を掛けて給付額を抑制するものです。

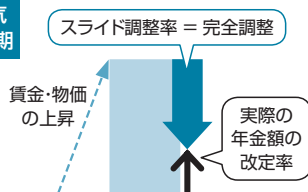
## 《調整の方法》

### 平成30年3月まで

#### ケース 1

賃金・物価の上昇率が大きい場合

景気  
拡大期

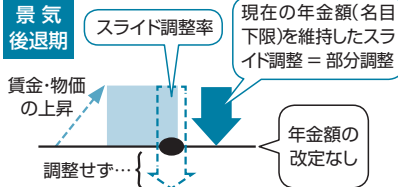


スライド調整率分の年金額調整が行われた上で年金額の改定が行われる

#### ケース 2

賃金・物価の上昇率が小さい場合

景気  
後退期

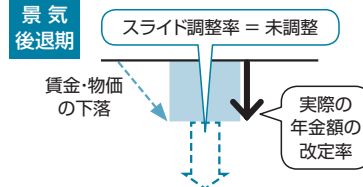


スライド調整率を完全に適用すると、名目額が下がってしまう場合には、名目額を下限とする改定が行われ、年金額の改定はなしとなる

#### ケース 3

賃金・物価が下落した場合

景気  
後退期



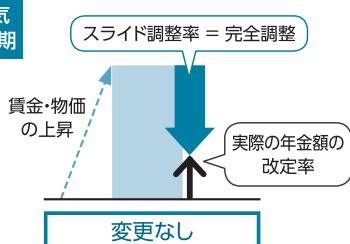
賃金(物価)の下落分は引き下げるが、スライド調整率分は未調整

### 平成30年4月から

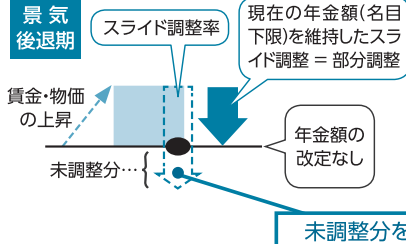
## ◎ マクロ経済スライドの調整ルールの見直し

平成30年4月からは、前年度までの未調整分がある場合、物価・賃金の上昇の範囲内で未調整分をまとめて調整(キャリーオーバー)する仕組みが実施されます。ただし、現在の受給権者に配慮し年金額が前年度を下回らない(名目下限)措置は維持されます。

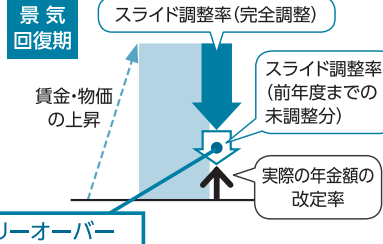
景気  
拡大期



景気  
後退期



景気  
回復期



## 退職等年金給付

退職等年金給付は、平成27年10月以降に組合員期間を有する組合員が年齢を問わず加入することとなります。退職等年金給付の保険料率は、労使あわせて1.5%を上限と定められていますが、平成29年9月1日時点では、1.5%となっています。

退職等年金給付には、大きく分けて「退職年金」、「公務障害年金」、「公務遺族年金」および一時金があります。

### 退職年金

#### 支給要件

次のいずれも満たしているときに支給されます。

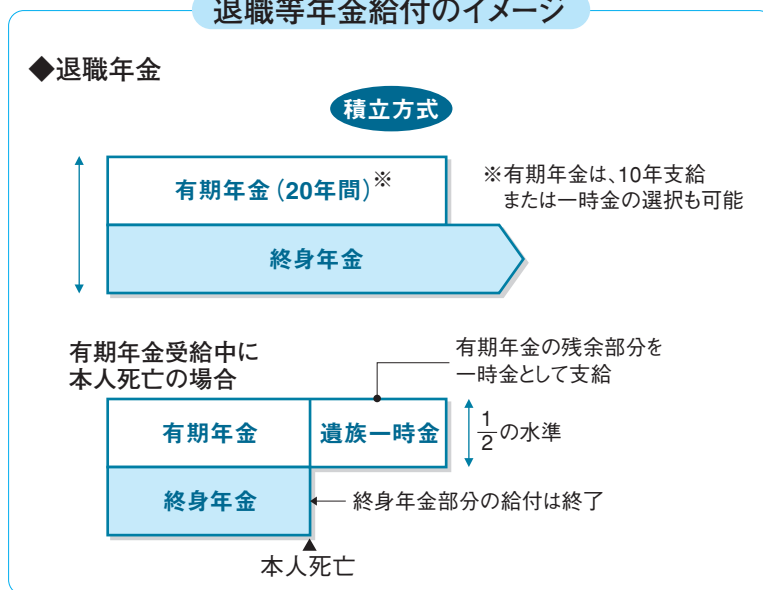
- 1年以上の引き続く組合員期間があること
- 65歳以上であること
- 退職していること

※60歳から繰り上げること、70歳まで繰り下げることできます。

#### 支給形態

- 50%は有期退職年金、50%は終身退職年金
- 有期年金の支給期間は原則20年（ただし、給付事由発生日から6月以内に請求する場合は、10年または一時金の選択も可能）
- 本人死亡の場合、終身退職年金部分は終了。有期年金の残余部分は遺族に一時金として支給

#### 退職等年金給付のイメージ



## 公務障害年金

「障害基礎年金」「障害厚生年金」「障害手当金」については→P54～56

#### 支給要件

公務上の事由による病気やけがにより、初めて医師の診断を受けた日（「初診日」という。）から原則として、1年6カ月を経過した時点において、障害等級1～3級に該当する程度の障害になったときに支給されます。

なお、初診日は平成27年10月1日以後の加入期間中に限ります。

※通勤途中で起きた事故（通勤災害）は、公務障害年金にはなりません。

#### 支給形態

終身年金。ただし、在職中は支給されません。



# 公務遺族年金

「遺族基礎年金」「遺族厚生年金」については→P57～59

## 支給要件

次のいずれかに該当したとき、遺族に支給されます。

- ①組合員が、公務上の事由による病気やけがで死亡したとき
- ②組合員であった人が、組合員であった間に初診日がある公務による病気やけがで、初診日から5年を経過する日前に死亡したとき
- ③障害等級が1級または2級に該当する公務障害年金の受給権者が、その公務障害年金の原因となった病気やけがで死亡したとき等

※通勤途中で起きた事故（通勤災害）は、公務遺族年金にはなりません。

## 支給形態

終身年金

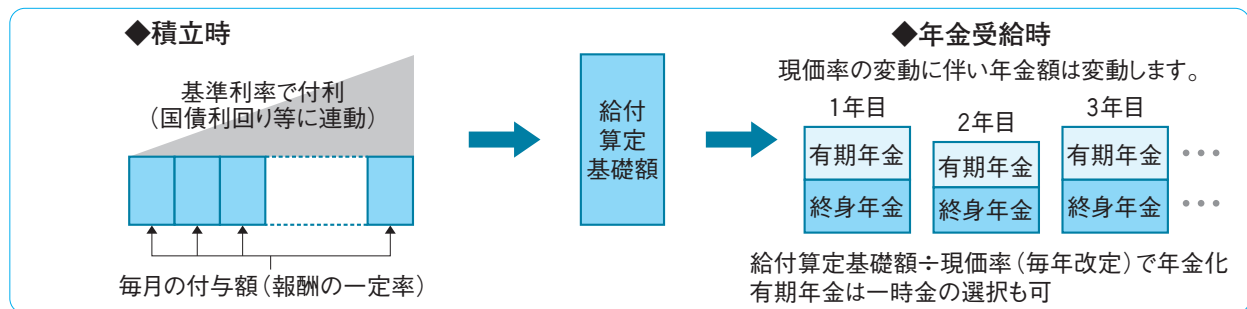
## 退職等年金給付のしくみ

### ■財政運営と給付設計

財政運営は積立方式。

給付設計はキャッシュバランス方式となっており、保険料の追加抛出しリスクを抑制したうえで、保険料率の上限を地方公務員共済組合連合会の定款で決めています。

※キャッシュバランス方式・・・年金の給付水準を国債利回りや予想死亡率に連動させることにより、給付債務と積立金のかい離を抑制するしくみ。

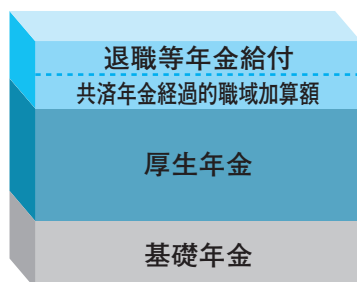


### ■旧職域部分の年金給付について

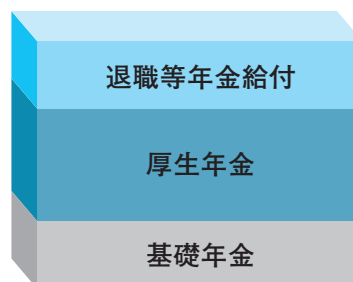
平成27年9月までの組合員期間については、退職共済年金の「経過的職域加算額」として支給されます。

平成27年10月以降の組合員期間については「退職等年金給付」として支給されます。

#### 年金の給付のイメージ



平成27年9月以前から公務員で  
平成27年10月31日以降に退職の方



平成27年10月1日以降に  
公務員になった方

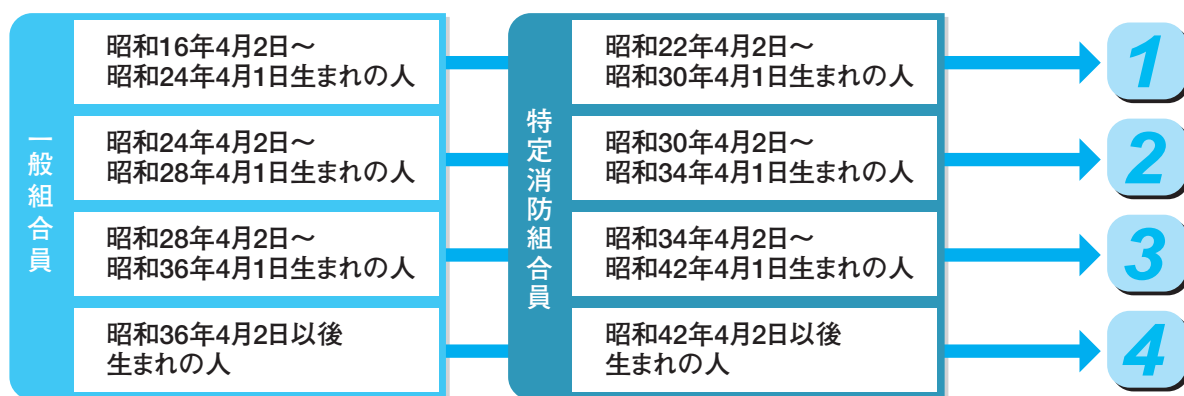
# 60歳から65歳になるまでの年金

公務員や会社に勤めている人は、厚生年金と同時に国民年金にも加入しており、将来、国民年金から「老齢基礎年金」、厚生年金から「老齢厚生年金」を受けることができます。

老齢基礎年金の支給開始は65歳からです。老齢厚生年金も原則として65歳支給開始ですが、厚生年金の被保険者期間が1年以上※ある人は、生年月日により、60歳から65歳になるまで経過措置としての老齢厚生年金を受けられる場合があります。

※平成27年9月までの公務員期間を含みます。

## 特別支給の老齢厚生(退職共済)年金

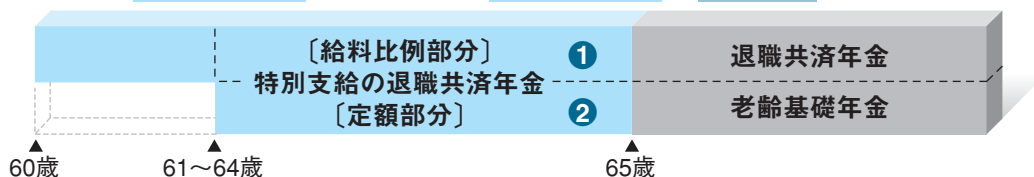


※特定消防組合員とは、消防司令以下の消防職員であった人で組合員期間等が25年以上(生年月日による経過措置あり)あり、かつ、退職時または60歳時点まで引き続き20年以上、当該消防職員として在職していた組合員をいいます。

### 1 昭和16年4月2日～昭和24年4月1日 生まれの一般組合員

### 昭和22年4月2日～昭和30年4月1日 生まれの特定消防組合員

60歳から 給料比例部分、61～64歳から 給料比例部分 + 定額部分 を受けられます。



60歳から下表の年齢に達するまでの間

特別支給の退職共済年金額 = ①給料比例部分

下表の年齢に達した後65歳になるまで

特別支給の退職共済年金額 = ①給料比例部分 + ②定額部分 + (加給年金額)

#### ●一般組合員

生年月日	年齢
昭和16年4月2日～昭和18年4月1日	61歳
昭和18年4月2日～昭和20年4月1日	62歳
昭和20年4月2日～昭和22年4月1日	63歳
昭和22年4月2日～昭和24年4月1日	64歳

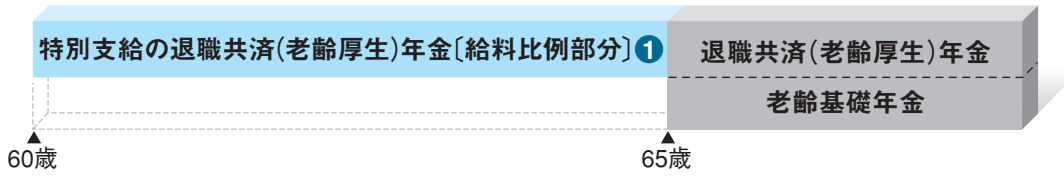
#### ●特定消防組合員(消防司令以下の消防職員)

生年月日	年齢
昭和22年4月2日～昭和24年4月1日	61歳
昭和24年4月2日～昭和26年4月1日	62歳
昭和26年4月2日～昭和28年4月1日	63歳
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日	64歳

**2** 昭和24年4月2日～昭和28年4月1日  
生まれの一般組合員

昭和30年4月2日～昭和34年4月1日  
生まれの特定消防組合員

60歳から 給料比例部分 を受けられます。

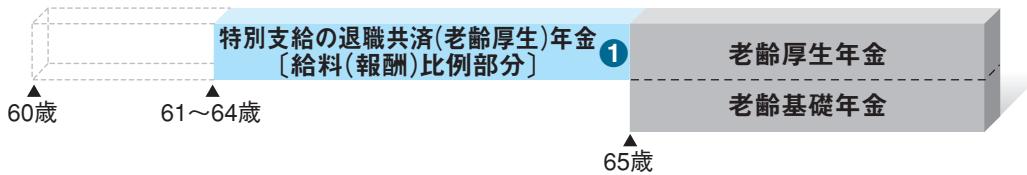


特別支給の退職共済(老齢厚生)年金額 = ①給料比例部分

**3** 昭和28年4月2日～昭和36年4月1日  
生まれの一般組合員

昭和34年4月2日～昭和42年4月1日  
生まれの特定消防組合員

給料比例部分 が61～64歳へ段階的に引き上げられます。



下表の年齢に達した後  
65歳になるまで

特別支給の退職共済(老齢厚生)年金額 = ①給料(報酬)比例部分

●一般組合員

生年月日	年齢
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日	61歳
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	62歳
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	63歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	64歳

●特定消防組合員(消防司令以下の消防職員)

生年月日	年齢
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	61歳
昭和36年4月2日～昭和38年4月1日	62歳
昭和38年4月2日～昭和40年4月1日	63歳
昭和40年4月2日～昭和42年4月1日	64歳

**4** 昭和36年4月2日以後生まれの  
一般組合員

昭和42年4月2日以後生まれの  
特定消防組合員

年金の支給は65歳からになります。



## 受けられる額（平成30年度水準）

定額部分と報酬（給料）比例部分、そして対象となる家族のいる人には加給年金を加算した額が支給されます。

- 定額部分および報酬（給料）比例部分の計算においては、生年月日に応じて経過措置があります。
- 昭和24年4月2日以降に生まれた一般組合員および昭和30年4月2日以降に生まれた特定消防組合員は、定額部分と加給年金は計算されません。
- 総報酬制導入前の平成15年3月までの期間の標準報酬の月額平均が「平均標準報酬月額」、総報酬制導入後の平成15年4月以降の標準報酬の月額と標準期末手当等の額の総額を平均したものが「平均標準報酬額」です。
- 過去の期間の標準報酬を最近の水準に合わせるため、「再評価率」を掛けた上で計算します。
- 特例により定額部分と報酬比例部分をあわせた「特別支給の老齢厚生年金」を受け取ることができる場合があります（→P46）。

特別支給の  
老齢厚生（退職共済）  
年金

=

1 報酬（給料）  
比例部分

+

2 定額部分

+

加給年金

1 報酬（給料）  
比例部分

厚生年金（相当部分）

$$\begin{aligned} & \text{平成15年3月以前の期間分} \quad \text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{被保険者期間月数} \\ & + \\ & \text{平成15年4月以後の期間分} \quad \text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{被保険者期間月数} \end{aligned}$$

+

職域年金相当部分※1

$$\begin{aligned} & \text{平成15年3月以前の期間分} \quad \text{平均標準報酬月額} \times \frac{1.425}{1000} \times \text{被保険者期間月数} \\ & + \\ & \text{平成15年4月以後の期間分} \quad \text{平均標準報酬額} \times \frac{1.096}{1000} \times \text{被保険者期間月数} \end{aligned}$$

2 定額部分

$$1,625\text{円} \times \text{生年月日に応じた支給乗率} \times \text{被保険者期間月数（上限480月）} \times \text{物価改定率（0.998）}$$

※1 老齢厚生年金として支給される報酬（給料）比例部分では、職域年金相当部分は計算されません。

※2 被保険者期間が20年未満の方の給付乗率については、平成15年3月以前は0.713/1000、平成15年4月以後は0.548/1000となります。昭和21年4月1日以前生まれの人の厚生年金（相当部分）および職域年金相当部分の各給付乗率は、生年月日に応じて経過措置があります。

## 退職共済年金の経過的職域加算額

被用者年金一元化により、職域年金相当部分が廃止されましたが、経過措置として平成27年9月までの組合員期間については、老齢厚生年金とは別に退職共済年金の「経過的職域加算額」が支給されます。

計算式は上記「職域年金相当部分」と同じですが、被保険者期間月数は平成27年9月までの公務員期間となります。なお、平成27年10月以降の組合員期間については「退職等年金給付」として支給されます。（→P43）

## 特別支給の老齢厚生年金における長期加入者と障害者に対する支給開始年齢の特例

次のいずれかの要件に該当する場合には、本来支給の老齢厚生年金の支給開始年齢に達していなくても、定額部分と加給年金額（P49参照）と報酬比例部分を合わせた特別支給の老齢厚生年金を受け取ることができる特例があります。

## ① 長期加入者の特例

公務員として加入した組合員期間が44年以上あり、退職している人

## ② 障がい者の特例

3級以上の障害等級に該当し、退職している人が請求したとき

# 65歳から受けられる年金

65歳からは、生年月日にかかわらず、「老齢基礎年金」と「老齢厚生年金」を受けられます。

## 老齢基礎年金

### 原則10年以上加入で65歳から支給

老齢基礎年金は、65歳に達したときから支給されますが、原則として10年以上の受給資格期間を満たす必要があります。

「受給資格期間」とは、老齢基礎年金を受けるための資格をみる期間のことで、国民年金の保険料納付済期間（任意加入で納めた期間を含む）と免除期間を合わせたものです。共済組合の組合員期間や厚生年金の被保険者期間もこの保険料納付済期間になります。

また、10年要件には算入されるものの、実際の老齢基礎年金額には反映されない期間（「カラ期間」という）として、次の期間を合算することができます。

### ■資格期間に含まれるが、年金額には反映しない「カラ期間」として扱われる期間

- ①厚生年金の被保険者期間で、昭和36年3月までの期間。
- ②昭和36年4月以降の厚生年金の被保険者期間で、20歳未満および60歳以降の期間。
- ③昭和61年3月以前に、国民年金に任意加入できる人が任意加入しなかった20～60歳未満の期間（専業主婦等、被用者年金の被扶養配偶者等）。
- ④平成3年3月以前に学生だった人で、国民年金に任意加入しなかった20～60歳未満の期間。
- ⑤日本国籍をもつ人が海外に住んでいた期間で、昭和36年4月以後の20～60歳未満の期間。
- ⑥国会議員だった期間で、昭和36年4月から昭和55年3月までの60歳未満の期間。
- ⑦国民年金保険料の「学生納付特例」および30歳未満の「若年者納付猶予」を受けた期間（追納しなかった場合）。

### 受けられる額（平成30年度水準）

満額で779,300円

これは、20歳から60歳になるまでの40年間、すべて保険料を納めた場合に支給される額です。保険料納付済期間が40年に足りない場合は、不足期間に応じて減額されます。

### ■支給の繰り上げと繰り下げ

老齢基礎年金は65歳から支給されますが、60歳から65歳になるまでの希望するときに繰り上げて受け取ることもできます。ただし、繰り上げた月数に0.5%を掛けた額が一生涯減額されます。

一方、66歳以降70歳になるまでの希望するときに繰り下げて受け取ることもできます。この場合は、繰り下げた月数に0.7%を掛けた額が、一生涯増額して支給されます。なお、老齢厚生年金と同時に繰り上げ請求する場合がありますので、ご注意ください。

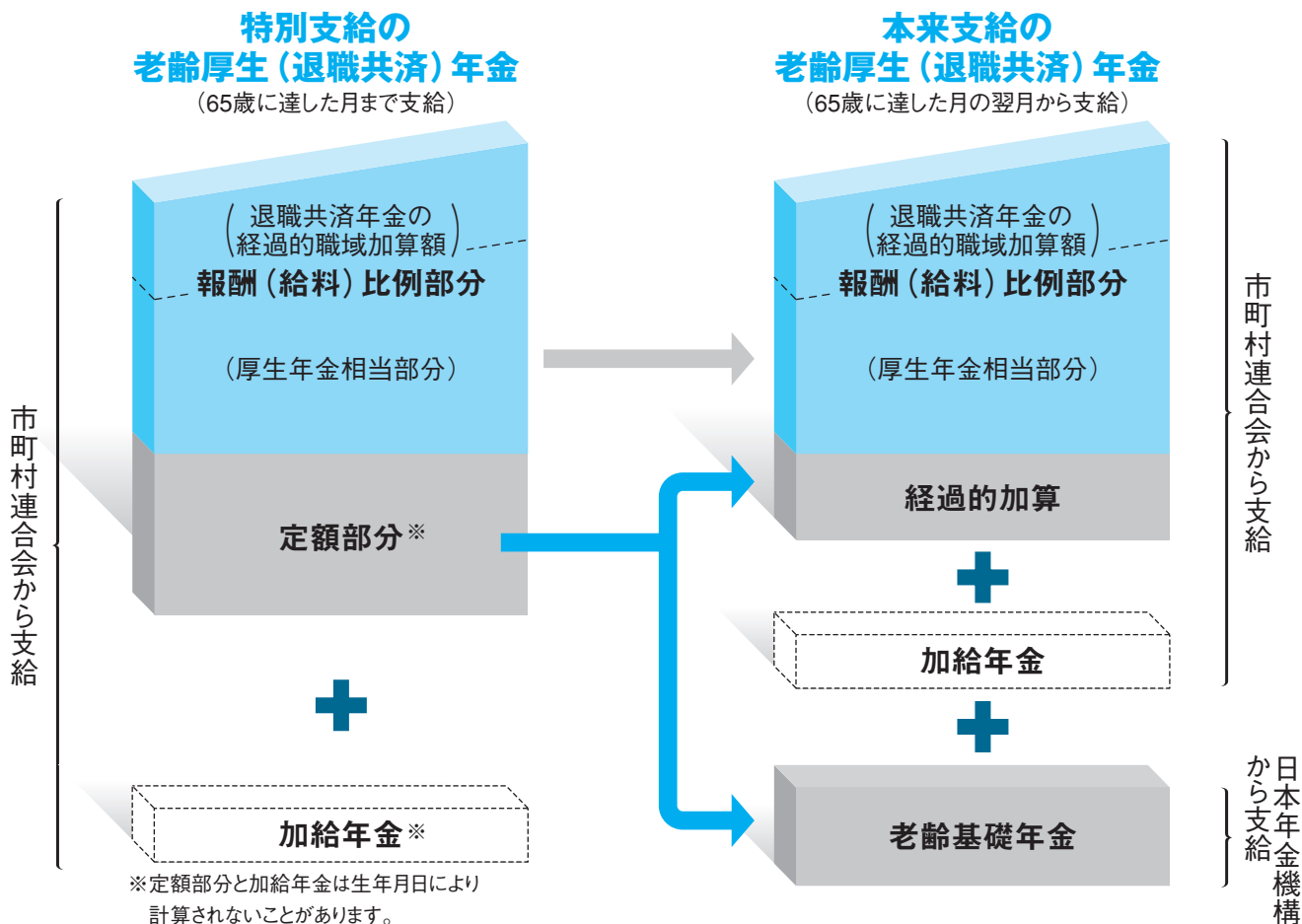
請求年齢	繰り上げ					繰り下げ					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳以上
昭和16年4月2日以降生まれの支給率	70%	76%	82%	88%	94%	100%	108.4%	116.8%	125.2%	133.6%	142%



## 老齢厚生年金

## 退職共済年金経過的職域加算額

厚生年金の被保険者期間が1カ月以上あり、老齢基礎年金の受給資格期間である10年要件を満たしていれば、65歳から老齢基礎年金に上乗せした2階部分の給付として「老齢厚生年金」が受けられます。



### 受けられる額（平成30年度水準）

年金額は、「特別支給の老齢厚生（退職共済）年金」の報酬（給料）比例部分や退職共済年金の経過的職域加算額と同じです。ただし、厚生年金に加入していた期間分の老齢基礎年金の額が「特別支給の老齢厚生（退職共済）年金」の定額部分より低い場合は、その差額が65歳からの老齢厚生年金に加算されます。これを「経過的加算」といいます。

老齢厚生年金	平成15年3月以前の期間分	平均標準報酬月額	×	$\frac{7.125}{1000}$	×	被保険者期間月数
	+	平成15年4月以後の期間分	平均標準報酬月額	×	$\frac{5.481}{1000}$	×
退職共済年金 経過的職域 加算額	平成15年3月以前の期間分	平均標準報酬月額	×	$\frac{1.425}{1000} \times 1$	×	被保険者期間月数 (平成27年9月までの 公務員期間)
	+	平成15年4月以後の期間分	平均標準報酬月額	×	$\frac{1.096}{1000} \times 1$	×

※1 被保険者期間が20年未満の方の給付乗率については、平成15年3月以前は0.713/1000、平成15年4月以後は0.548/1000となります。昭和21年4月1日以前生まれの人の厚生年金（相当部分）および退職共済年金の経過的職域加算額の各給付乗率は、生年月日に応じ経過措置があります。

## 加給年金もプラス

厚生年金の被保険者期間が20年以上ある人は、65歳から（生年月日により65歳以前からのときがあります）その人の65歳未満の配偶者や18歳の年度末まで（1・2級の障害の状態にある場合は20歳未満）の子がいれば、「加給年金」が加算されます。

対象となる配偶者は、将来にわたって年収850万円未満で、自身が年金を受けていないことが条件です。

ただし、配偶者の厚生年金の被保険者期間が20年未満であれば年金を受けていても加給年金が加算されます。

なお、配偶者の加給年金額には老齢厚生年金の受給権者の生年月日に応じた「特別加算額」がありますが、その配偶者が65歳になって自身の老齢基礎年金が受けられるようになると打ち切られます（→P50）。

### ■加給年金額（平成30年度水準）

配偶者	224,300円
第1子・第2子	各224,300円
第3子以降の子	各74,800円

受給権者の生年月日	配偶者の特別加算額
昭和 9.4.2～昭和15.4.1	33,100円
昭和15.4.2～昭和16.4.1	66,200円
昭和16.4.2～昭和17.4.1	99,300円
昭和17.4.2～昭和18.4.1	132,300円
昭和18.4.2以降	165,500円

## 支給の繰り上げと繰り下げ

老齢厚生年金も、国民年金の老齢基礎年金同様、繰り上げ、または繰り下げて受け取ることができます。

増額・減額率は、老齢基礎年金と同じです。（→P47）

また、他の年金と同時に繰り上げ・繰り下げることになるケースがあります。

### 離婚時の厚生年金の分割制度

#### ① 合意分割（平成19年4月以降に離婚等が成立したとき）

平成19年4月1日以降に離婚等が成立した場合には、両当事者の合意により、婚姻期間中※の夫婦の標準報酬の総額を合算した額の2分の1を限度に分割できます。当事者間の合意が得られないときには、裁判所の決定を待つことになります。

※平成19年4月に引き続き、それ以前の婚姻等の期間も対象になります。

#### ② 3号分割（平成20年5月以降に離婚等が成立したとき）

「国民年金の第2号被保険者である厚生年金の被保険者が負担した保険料は、その被扶養配偶者（国民年金の第3号被保険者）と共同して納めたものである」との基本認識から、第3号被保険者であった人のみの意思により、標準報酬総額が2分の1に分割されます。

なお、合意分割と異なり、分割の対象となる期間は、第3号被保険者であった期間のうち平成20年4月以降のみです。そして、実際に請求できるのは請求した月の前月分までですので、平成20年5月以降に離婚等が成立した場合に適用されることとなります。

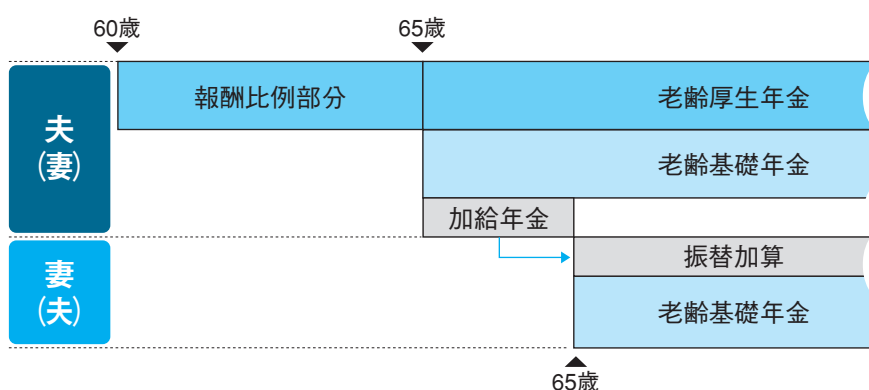
注）離婚分割の請求は、離婚した日の翌日から起算して2年を経過した日が時効となります。

**老齢厚生・退職共済年金に付いていた「加給年金」が、配偶者自身の老齢基礎年金に「振替加算」**

老齢厚生・退職共済年金に加算されていた「加給年金」は、加給年金額対象者である配偶者自身が65歳になって老齢基礎年金を受けられるようになると打ち切られます。

しかし、専業主婦等サラリーマンの被扶養配偶者は、昭和61年3月までの国民年金加入が任意であったため、加入期間が短かったり、まったくないケースもあり、老齢基礎年金の額が低くなってしまうことから、加給年金額対象者であった昭和41年4月1日以前に生まれた人の老齢基礎年金には、その生年月日に応じた額が加算されることになっています。これを「振替加算」といいます。

※配偶者が年上であるため、加給年金額を加算できない場合でも、申出により振替加算を加算できる場合がありますので、管轄の年金事務所にお問い合わせください。



●被扶養配偶者の老齢基礎年金への振替加算額（平成30年度水準）

生年月日	加算額	生年月日	加算額
大正15.4.2～昭和 2.4.1	224,300円	昭和22.4.2～昭和23.4.1	98,692円
昭和 2.4.2～昭和 3.4.1	218,244	昭和23.4.2～昭和24.4.1	92,636
昭和 3.4.2～昭和 4.4.1	212,412	昭和24.4.2～昭和25.4.1	86,804
昭和 4.4.2～昭和 5.4.1	206,356	昭和25.4.2～昭和26.4.1	80,748
昭和 5.4.2～昭和 6.4.1	200,300	昭和26.4.2～昭和27.4.1	74,692
昭和 6.4.2～昭和 7.4.1	194,468	昭和27.4.2～昭和28.4.1	68,860
昭和 7.4.2～昭和 8.4.1	188,412	昭和28.4.2～昭和29.4.1	62,804
昭和 8.4.2～昭和 9.4.1	182,356	昭和29.4.2～昭和30.4.1	56,748
昭和 9.4.2～昭和10.4.1	176,524	昭和30.4.2～昭和31.4.1	50,916
昭和10.4.2～昭和11.4.1	170,468	昭和31.4.2～昭和32.4.1	44,860
昭和11.4.2～昭和12.4.1	164,412	昭和32.4.2～昭和33.4.1	38,804
昭和12.4.2～昭和13.4.1	158,580	昭和33.4.2～昭和34.4.1	32,972
昭和13.4.2～昭和14.4.1	152,524	昭和34.4.2～昭和35.4.1	26,916
昭和14.4.2～昭和15.4.1	146,468	昭和35.4.2～昭和36.4.1	20,860
昭和15.4.2～昭和16.4.1	140,636	昭和36.4.2～昭和37.4.1	15,028
昭和16.4.2～昭和17.4.1	134,580	昭和37.4.2～昭和38.4.1	15,028
昭和17.4.2～昭和18.4.1	128,524	昭和38.4.2～昭和39.4.1	15,028
昭和18.4.2～昭和19.4.1	122,692	昭和39.4.2～昭和40.4.1	15,028
昭和19.4.2～昭和20.4.1	116,636	昭和40.4.2～昭和41.4.1	15,028
昭和20.4.2～昭和21.4.1	110,580	昭和41.4.2以後	0
昭和21.4.2～昭和22.4.1	104,748		

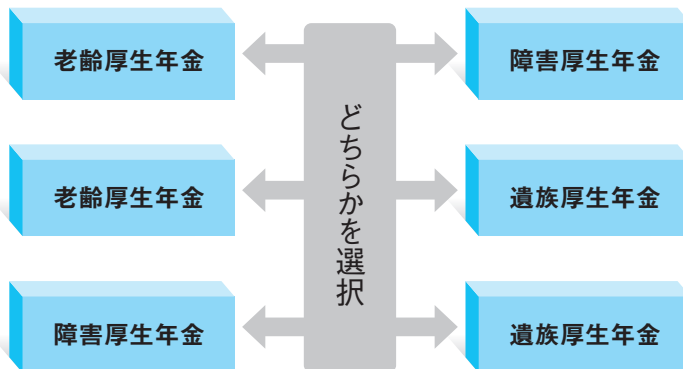
# 2つ以上の年金を受ける権利ができたとき

## 年金の併給調整

年金制度において、2つ以上の年金を受ける権利を同一の人が取得する場合があります。この場合は、1つの年金を選択（この選択は、将来に向かっていつでも変更することができます）し、他の年金は支給停止されます。これを「併給調整」といいます。

ただし、1～3のように複数の年金を受けられる場合があります。

### ●併給調整となる例



## 1 64歳までの併給調整の例外

同一の給付事由による老齢厚生年金と老齢基礎年金等は、2つ以上の年金を同時に受けられます。

### ●併給となる例



## 2 65歳からの併給調整の特例

65歳からは、下図の組み合わせのように、2つ以上の年金を同時に受けられます。

### ●供給できる例



## 3 遺族厚生年金と老齢厚生年金の調整

遺族厚生年金の受給者が65歳に達したとき、老齢厚生年金の受給権もある場合は、まず先に老齢厚生年金を受給し、遺族厚生年金と老齢厚生年金の金額を比較して、遺族厚生年金の金額の方が高い場合にのみ、その差額を遺族厚生年金として受けられます。(→P59)

# 働きながら受けられる年金

老齢厚生年金の受給者が厚生年金の被保険者や国会、地方議会の議員になっているときは、「老齢厚生年金」が一定の基準により減額されます。これを「在職老齢年金」といいます。

減額される年金額は、年金月額<sup>※1</sup>と総報酬月額相当額<sup>※2</sup>に応じて決定され、全額支給停止になることもあります。退職共済年金経過的職域加算額は公務員として被保険者になっているときは全額停止、それ以外は全額支給されます。

※1「年金月額」= 加給年金額を除いた老齢厚生年金の額 ÷ 12

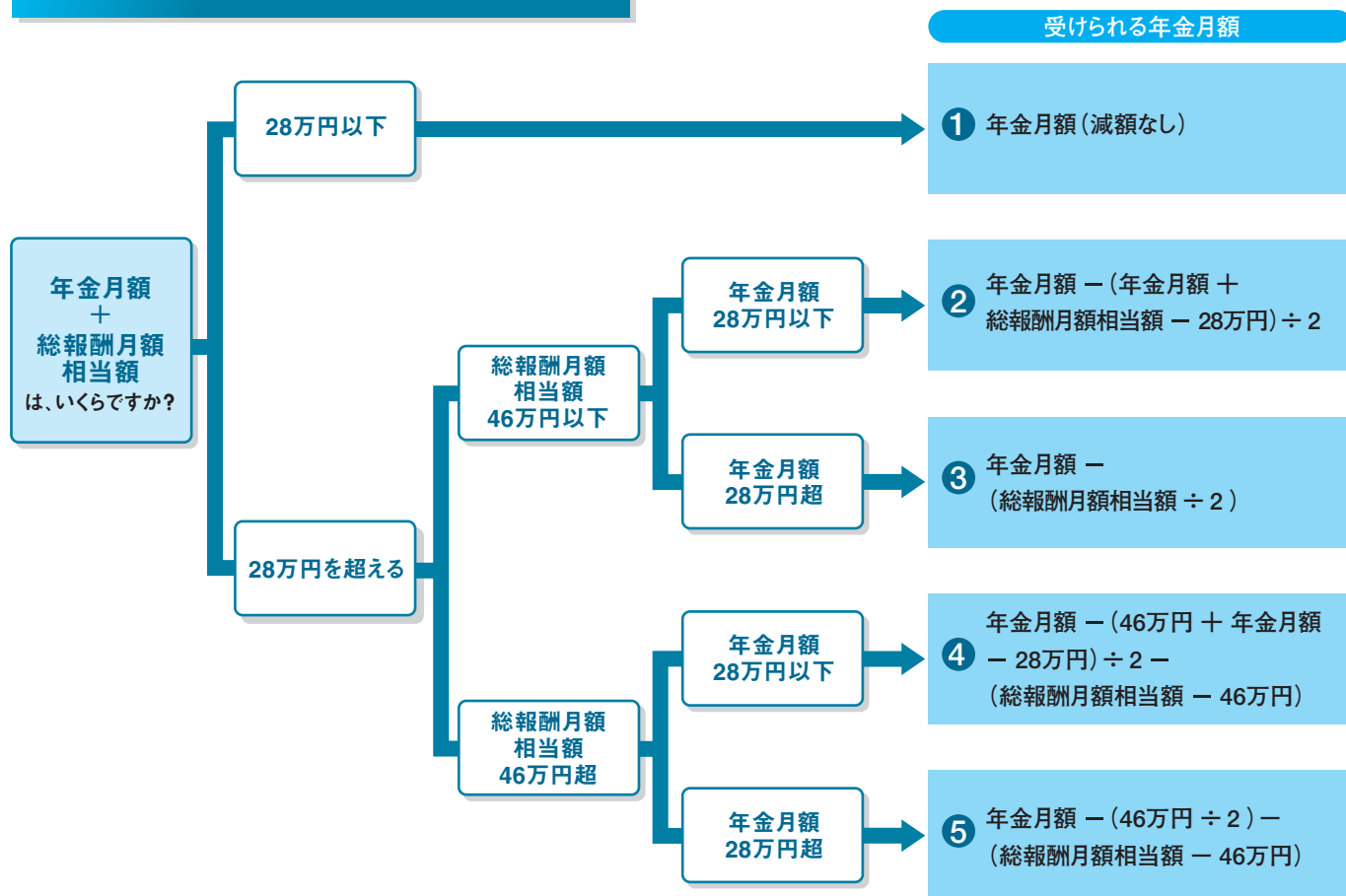
※2「総報酬月額相当額」= その月の標準報酬月額（給与）+ その月以前1年間に支払われた標準賞与額（賞与）の合計額 ÷ 12

## 60～65歳未満の在職老齢年金

- ① 年金月額と総報酬月額相当額の合計が28万円以下のとき → **全額受けられます**
- ② 年金月額と総報酬月額相当額の合計が28万円を超えるとき → **減額されます**

### 受けられる額（平成30年度水準）

#### 60～65歳未満の在職老齢年金の計算式





## ●60～65歳未満の在職老齢年金早見表

(単位:万円)

年金月額 \ 総報酬月額相当額	16	18	22	26	30	34	36	38
12	12	11	9	7	5	3	2	1
16	14	13	11	9	7	5	4	3
18	15	14	12	10	8	6	5	4
20	16	15	13	11	9	7	6	5
24	18	17	15	13	11	9	8	7
28	20	19	17	15	13	11	10	9

※65歳になるまでの間に退職したときは、退職した月の前月までの期間も含めて年金額の再計算が行われ、退職した月の翌月から、改定された年金額を全額受けられます。

## 65歳以上の在職老齢年金

### 合計で46万円を超えたときから

65～70歳未満で在職中の人も、厚生年金保険料を負担しながら「在職老齢年金」が受けられます。

また、70歳以上で在職中の人も、在職老齢年金のしくみが適用されますが、70歳以上の人は、保険料の負担はありません。

### 受けられる額（平成30年度水準）

- ① 総報酬月額相当額と老齢厚生年金月額の合計が46万円に達するまでは支給調整を行わず、満額の年金が受けられます。
- ② 上記の合計額が46万円を超えるときは、超えた額の半額が、老齢厚生年金から減額されます。
- ③ 加給年金は老齢厚生年金の支給がある場合、全額支給されます。
- ④ 老齢厚生年金が全額支給停止になることもありますが、その場合であっても老齢基礎年金は調整の対象とならず、全額受けられます。

### ■年金額の退職時改定

老齢厚生年金決定後の被保険者期間は、まだ年金額に反映されていません。その人が退職し、そのまま厚生年金の被保険者になることなく1か月を経過したときに、退職した日の前月までの期間を基礎として年金額が再計算され、支給されることになります。

### ■雇用保険との給付調整

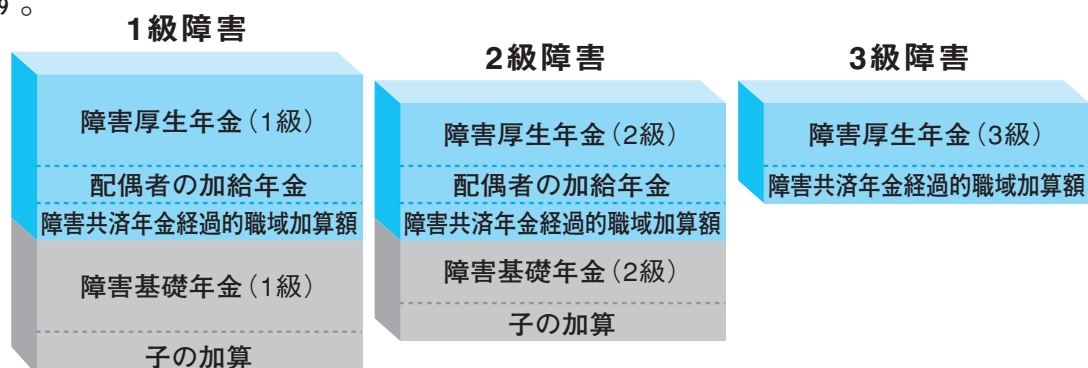
65歳未満で老齢厚生年金を受けられる人が、雇用保険法による失業給付（基本手当）を受けている間は、老齢厚生年金は全額支給停止となります。

また、雇用保険法による高年齢雇用継続給付を受けている間は、在職老齢年金の調整に加え、最大で標準報酬の月額の6%に相当する額が支給停止となります。

# 障害の状態になったときの年金

厚生年金に加入している人が病気やけがで障害が残り、1級または2級の状態に該当したときは、国民年金から「障害基礎年金」が受けられ、2階部分の年金として「障害厚生年金」が上乗せ支給されます。

また、厚生年金には3級の障害厚生年金と、それより軽い障害を対象とした「障害手当金」という一時金があります。



## 障害基礎年金

次の3要件をすべて満たしている場合に支給されます。

### ① 初診日要件

障害の原因となった傷病の初診日において、国民年金の被保険者であること。または、国民年金の被保険者であった人で、60歳以上65歳未満で国内に住んでいること。

### ② 障害認定日要件

初診日から1年6カ月を経過した日、または1年6カ月以内に傷病が治った日（症状が固定したときを含む）に、国民年金法に定める障害等級（1級または2級）に該当していること。

ただし、その時点では障害等級に該当していなくても、後に障害が悪化し、65歳の誕生日の前々日までに障害等級に該当したときには、年金が受けられます（「事後重症」という）。

### ③ 保険料納付要件

初診日の属する月の前々月までに、保険料の未納が全期間の3分の1未満であること。ただし、平成38年3月までは、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に未納がなければよいことになっています（初診日において65歳以上の人を除く）。

※保険料納付要件は初診日の前日において判断するため、事故当日に納付しても無効となります。

※20歳前、または20歳になった直後であるなど、初診日の属する月の前々月までに被保険者期間がない場合には、保険料納付要件は問われません。

## 受けられる額（平成30年度水準）

障害等級に応じ、年額で次のとおり定められています。

**1級** ..... 974,125円      **2級** ..... 779,300円

また、障害基礎年金の受給者に18歳の年度末まで（1級または2級の障害の状態にあるときは20歳未満）の子があるときは、次の額が加算されます。

**第1子・第2子** ..... 各224,300円      **第3子以降の子** ..... 各74,800円

## 20歳前障害に関する注意事項

保険料を納付しないで受け取れる福祉的な給付であることから、本人に一定以上の所得があるときは、その所得額により、年金の全額または半額が支給停止になります。

## 障害基礎年金と老齢厚生年金等との併給

障害をもちながら働いて厚生年金保険料を納めてきた人は、平成18年4月から、65歳以降は障害基礎年金と老齢厚生年金を併せて受けられるようになりました。ただし、老齢厚生年金に「子に対する加給年金」が加算されているときは、その加給年金は支給停止となり、障害基礎年金の「子の加算」が支給されることとなります。

配偶者の遺族厚生年金を受給する場合でも、65歳以降であれば、ご自身の障害基礎年金と併せて受けられます。

## 障害厚生年金

### 在職中に初診日があるとき

厚生年金の被保険者である間に初診日のある傷病で障害基礎年金が受けられるときは、障害厚生年金が上乗せされます。

年金を受けるための3要件は「障害基礎年金」とほぼ同じです。

※厚生年金の被保険者であった人でも、退職後に初診日がある場合には障害基礎年金のみとなります。

※障害の程度が1・2級に該当せず、3級に該当するときには、障害厚生年金のみとなります。

受けられる額(公務等によらない場合。公務等で障害の状態になったときは「公務障害年金(→P42)」も受けられます。)

障害等級に応じ、年額で次のとおり定められています。

年 金 額 (平成30年度水準)	
1級障害	$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{被保険者期間月数} \times 1.25$
	$+$ $\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{被保険者期間月数} \times 1.25$
+	
加給年金	
2級障害	$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{被保険者期間月数}$
	$+$ $\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{被保険者期間月数}$
+	
加給年金	
3級障害	$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{被保険者期間月数}$
	$+$ $\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{被保険者期間月数}$
最低保証額 584,500円	

※被保険者期間月数が300月(25年)未満の場合には300月とみなして計算されます。

※配偶者の加給年金は、受給者によって生計を維持されている65歳未満の配偶者がいるとき224,300円となります。

## 障害共済年金の経過的職域加算額

### 一元化後の経過措置として支給

平成27年9月30日までに初診日がある障害について、平成27年10月1日以降に受給権が発生したときには、平成27年9月までもしくはそれ以前の障害認定日までの組合員期間に応じて、引き続き障害共済年金経過的職域加算額が支給されます。

障害共済年金の経過的職域加算額	
1級障害	$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{1.425}{1000} \times \text{被保険者期間月数} \times 1.25$
	$+$ $\text{平均標準報酬額} \times \frac{1.096}{1000} \times \text{被保険者期間月数} \times 1.25$
2級障害・3級障害	$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{1.425}{1000} \times \text{被保険者期間月数}$
	$+$ $\text{平均標準報酬額} \times \frac{1.096}{1000} \times \text{被保険者期間月数}$

※被保険者期間月数が300月(25年)未満の場合には300月とみなして計算されます。

## 障害手当金

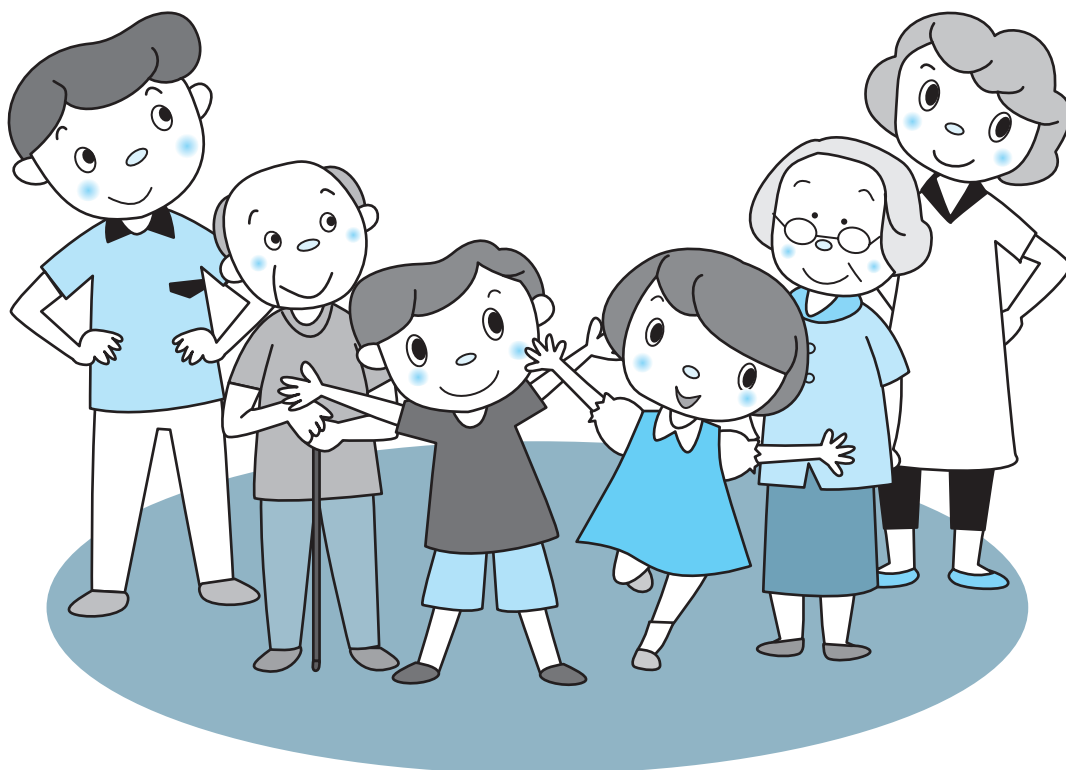
### 3級より軽い障害が残ったとき

厚生年金の被保険者である間に初診日のある傷病が、初診日から5年以内に治り（症状固定を含む）、3級より軽い障害が残ったときに、一時金として支給されます（ただし、治った日（症状固定日）から5年以上経過していると、障害手当金は支給されません）。

給付を受けるために必要な保険料納付要件については、年金と同じです。

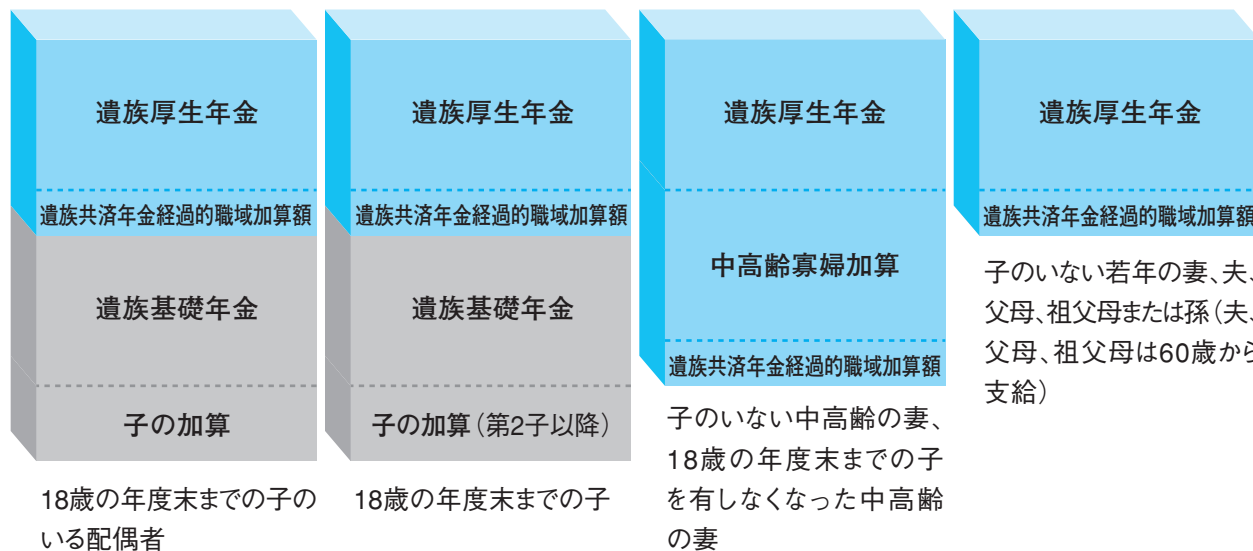
### 受けられる額（平成30年度水準）

障害厚生年金額（3級）× 2 （最低保障額1,169,000円）



# 死亡したときの年金

厚生年金に加入している人や老齢厚生年金を受けている人が万一死亡したとき、その生計を維持されている一定の遺族がいる場合には、遺族基礎年金や遺族厚生年金が受けられます。



## 遺族基礎年金

### 年金を受けるための要件

- ① 死亡日において、国民年金の被保険者であること。または、国民年金の被保険者であった人で、60歳以上65歳未満で国内に住んでいること。
- ② 老齢基礎年金の受給権者、または受給資格期間を満たしていること。

### 【保険料納付要件】

上記①の場合には、次の「保険料納付要件」を満たしていることが条件です。

死亡日の属する月の前々月までに、保険料の未納が全期間の3分の1未満であること。ただし、平成38年3月までは、死亡日の属する月の前々月までの直近1年間に未納がなければよいことになっています。

※保険料納付要件は死亡日の前日において判断するため、死亡日当日に納付しても無効となります。

※死亡日の属する月の前々月までに被保険者期間がないときの取り扱いも、障害の場合と同様です。

### 遺族基礎年金の対象となる遺族

- ① 死亡した人の配偶者で、②の要件に該当する子と生計を同じくしている人 (夫の場合は55歳以上)
- ② 死亡した人の子で、18歳の年度末まで (1級または2級の障害の状態にあるときは20歳未満) の人

### 受けられる額 (平成30年度水準)

遺族基礎年金の基本額は 779,300円 で、これに下記の「子の加算」が つきます。

第1子・第2子 ..... 各224,300円  
 第3子以降の子 ..... 各74,800円

※対象となる配偶者はなく、子だけに支給されるときは、第1子分として基本額の779,300円、第2子には224,300円、第3子以降は各74,800円が支給され、合計額を人数で割った金額が、1人分の受給額となります。



## 遺族厚生年金

### 年金を受けるための要件

- ① 死亡日において、在職中（厚生年金の被保険者）であること。または、在職中に初診日のある傷病により、初診日から5年以内に死亡したとき。
- ② 1級または2級の障害厚生年金を受けられる人が死亡したとき。
- ③ 老齢厚生（退職共済）年金の受給権者、または受給資格期間を満たしている人が死亡したとき。

### 【保険料納付要件】

上記①の場合には、遺族基礎年金と同じ「保険料納付要件」を満たしていることが条件です。

### 遺族の範囲と順位

遺族厚生年金を受けることができる遺族の範囲および順位は、次のとおりです。

- ① 18歳の年度末まで（1級・2級の障害の状態にある場合は20歳未満。以下同じ）の子、妻、または55歳以上（支給は60歳\*から）の夫  
\*夫が遺族基礎年金の受給権を有する場合を除く。
- ② 55歳以上（支給は60歳から）の父母
- ③ 18歳の年度末までの孫
- ④ 55歳以上（支給は60歳から）の祖父母

\*最先順位者が失権しても、②以降の次順位の人に転給されることはありません。



### 受けられる額（公務等によらない場合。公務等で死亡したときはP43「公務遺族年金」も受けられます。）

遺族厚生年金の額は、報酬比例部分の老齢厚生年金の額の4分の3に該当する額です。（平成30年度水準）

$$\begin{array}{c} \text{平成15年3月までの期間分} \\ \text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{被保険者期間月数} \times \frac{3}{4} \end{array} + \begin{array}{c} \text{平成15年4月からの期間分} \\ \text{平均標準報酬月額} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{被保険者期間月数} \times \frac{3}{4} \end{array}$$

※被保険者期間が300月（25年）未満の場合には、300月とみなして計算することができます。

※老齢厚生年金の受給権者または受給資格期間（原則として25年以上）を満たし、かつ昭和21年4月1日以前生まれの人が死亡した場合の年金額は、老齢厚生年金の額と同様、生年月日に応じて定められた乗率を用いて計算します。

## 遺族共済年金の経過的職域加算額

### 一元化後の経過措置として支給

平成27年9月30日までの組合員期間がある人が平成27年10月1日以降に亡くなった場合は、平成27年9月までの組合員期間に応じて、引き続き遺族共済年金経過的職域加算額が支給されます。

### 遺族共済年金の経過的職域加算額

期間 20年 以上	平成15年3月までの期間分	+	平成15年4月からの期間分
	$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{1.425}{1000} \times \text{被保険者期間月数} \times \frac{3}{4}$		$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{1.096}{1000} \times \text{被保険者期間月数} \times \frac{3}{4}$

期間 20年 未満	平成15年3月までの期間分	+	平成15年4月からの期間分
	$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{0.713}{1000} \times \text{被保険者期間月数} \times \frac{3}{4}$		$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{0.548}{1000} \times \text{被保険者期間月数} \times \frac{3}{4}$

※被保険者期間が300月（25年）未満の場合には、300月とみなして計算することができます。

## ■30歳未満の、子のない妻の遺族厚生年金

夫が死亡したとき遺族年金の対象となる子のない30歳未満の妻に対する遺族厚生年金の給付期間は5年間です。

## ■中高齢寡婦加算、経過的寡婦加算(平成30年度水準)

夫が死亡したとき子のない40歳以上の中高齢の妻(夫の死亡当時18歳の年度末まで〈1級・2級の障害の状態にある場合は20歳未満〉の子を有していたが、その子が18歳〈同20歳〉に達したため遺族基礎年金が支給されなくなったときに40歳以上である妻を含む)には、40歳から65歳になるまでの間584,500円が加算されます。

さらに、昭和31年4月1日以前に生まれた妻については、65歳となっても遺族厚生年金に経過的寡婦加算額(584,500円～19,507円)が支給されます。



## ■遺族厚生年金と老齢厚生年金を受ける場合

国の年金は「1人1年金」が原則ですので、支給事由の異なる2つ以上の年金を受けられるときは1つを選択し、他の年金は支給停止となります。しかし、遺族厚生年金と老齢基礎年金は65歳から併せて受けることができます。

妻が65歳以上で自分自身の老齢厚生年金を受けられるときは、妻自身の老齢厚生年金がまず全額支給され、遺族厚生年金と老齢厚生年金の金額を比較して、遺族厚生年金の金額のほうが高い場合にのみ、その差額が遺族厚生年金として支給されます。

**妻が65歳未満のとき** 次のどちらかを選択して受給。

遺族厚生年金

または

自身の特別支給の老齢厚生年金

**妻が65歳以上のとき**

遺族厚生年金  
(従来の遺族厚生年金 - 自身の老齢厚生年金)

自身の老齢厚生年金(全額)

自身の老齢基礎年金



# 年金を受けるには

## 年金は自分で請求 時効は5年

年金を受ける資格を得たら、年金を受ける手続き（裁定請求という）をする必要があるため、年金の支給開始年齢を迎える人に、裁定請求のための用紙等が事前に送付されます。

障害厚生年金や遺族厚生年金の請求は連絡が必要です。年金制度の加入期間が公務員の期間と民間の会社の期間の両方等、複数の年金制度の加入期間があっても、1枚の請求書ですべての請求ができます（支給開始年齢が異なる等、個別に請求が必要な場合もあります）。

裁定請求は、共済組合に行くほか、年金事務所、他の共済組合に行くこともできます。

請求が遅れると、請求日からさかのぼって5年より前の期間は、時効により年金を受ける権利が失われてしまいます。

## 年金の支払い

年金は原則として年6回に分け、偶数月に、受ける人が指定した金融機関に振り込まれます。

### 年金加入記録や年金見込額については…

#### ねんきん定期便

全国市町村職員共済組合連合会より年金加入記録や年金見込額がわかる「ねんきん定期便」が毎年、誕生月に送られます。

届いた方は内容を確認し、年金加入記録に「漏れ」や「誤り」がある場合は、全国市町村職員共済組合連合会へ必ずご連絡ください。



#### 地共済年金情報Webサイト

地共済年金情報Webサイトは、組合員や組合員であった方に年金制度への理解を深め、ご自身の将来の年金について意識していただくことを目的としています。ぜひ、ご利用ください。

##### 地共済年金情報Webサイトで確認できる情報

- 年金加入履歴・加入期間
- 保険料納付済額
- 標準報酬月額等
- 年金見込額
- 給付算定基礎額残高履歴

ご利用される方ご自身でお申込みいただき、ご本人であることが確認された後にご利用できます。



相談窓口

全国市町村職員共済組合連合会 年金部年金企画課

専用回線 **03-5210-4607** 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

# 福祉事業

Guide

## 福祉事業の種類

### 保健事業

組合員とその被扶養者の疾病予防、健康の保持増進のための事業

### 貸付事業

組合員が臨時に必要な資金を貸付ける事業

# 保健事業

保健事業は、組合員とその被扶養者の健康の保持増進に役立つことを目的としています。  
当共済組合のホームページ (<http://www.city-osaka-kyosai.or.jp/>) でもご確認いただけます。

事業名	対象者		
	在職組合員	任意継続組合員	被扶養者
特定健康診査 (以下「特定健診」という)	40～74歳のみ (定期健康診断を特定健診とみなす)	40～74歳のみ	40～74歳のみ
特定保健指導	生活習慣病のリスクがあり、当共済組合から案内が届いた方 (年齢制限なし)		
		特定健診受診者のうち、当共済組合から案内が届いた方	特定健診受診者のうち、当共済組合から案内が届いた方
非肥満個別指導 (個別保健指導)	生活習慣病のリスクがあり、当共済組合から案内が届いた方 (年齢制限なし)		
糖尿病重症化予防事業 (糖尿病受診支援)	HbA1c7.0%以上 (年齢制限なし)		
がん検診 (肝炎ウイルス検査、骨量検査含む)	胃がん	胃部X線検査 ○	○
		胃内視鏡検査 50歳以上の組合員	50歳以上の組合員
	肺がん	○	○
	大腸がん	○	○
	子宮頸がん	女性組合員	女性組合員
	乳がん	女性組合員	女性組合員
	前立腺がん	50歳以上の男性組合員	50歳以上の男性組合員
	肝炎ウイルス検査	○	○
骨量検査	○	○	
配偶者人間ドック			配偶者のみ
出張型健康講座	○		
健康カレンダーの配付	○	○	

50歳以上の組合員は「胃部X線検査」または「胃内視鏡検査」どちらか一方を選択してください。



\*年齢は4月1日現在

自己負担金	内 容	申込(配付)時期	申込方法	備 考
無料	身体測定、血液検査、尿検査、診察等	6月中旬 案内配付	実施機関へ 直接申込	
無料	生活習慣改善のための支援	9月～2月頃 随時案内配付	委託業者へ 直接申込	
無料	生活習慣改善のための支援	8月～2月頃 随時案内配付	実施機関へ 直接申込	
無料	生活習慣改善のための支援	9月～2月頃 随時案内配付	委託業者へ 直接申込	
無料	糖尿病専門医療機関への受診勧奨 血糖コントロールを良好にするための支援	9月～2月頃 随時案内配付	「治療サポート 回答書」の返信	
1,000円	問診、胃部X線直接撮影	4月～6月	実施機関へ 直接申込	40・45・50・ 55歳以上の在 職組合員は無料 ※胃内視鏡検査 については自己 負担あり
負担額は実施機 関により異なる	問診、胃内視鏡検査			
400円	質問(問診)、胸部X線直接撮影 喀痰細胞診検査(50歳以上で喫煙指数 【1日本数×年数】600以上の者)			
200円	問診、免疫便潜血検査(2日法)			
300円	問診、視診、子宮頸部細胞診および内診			
300円	問診、マンモグラフィまたは超音波検査 (40歳以上は原則マンモグラフィ、39歳 以下は超音波検査)			
300円	血液検査(PSA)			
100円	HBs抗原検査、HCV抗体検査 HCV核酸増幅検査(HCV抗体検査の結果、 中力価または低力価と分類された場合)			
200円	DXA法または超音波法			
10,000円	生活習慣病健診、がん検診(胃、肺、大腸、 乳、子宮頸、前立腺)、視力検査、聴力検査、 骨量検査等を含む総合的な健診			
無料	生活習慣改善のための健康講座	5月～6月	所属(事業所) から申込	
無料	健康情報の提供	12月頃に配付		

# 特定健診

## 無 料

日本人の死亡原因の約6割を占める生活習慣病の予防のために、メタボリックシンドロームに着目した健診を行います。

※特定健診は、「高齢者の医療の確保に関する法律」により、医療保険者である共済組合に実施することが義務付けられています。

### 対 象 者

当該年度中に40歳から75歳となる組合員および被扶養者【ただし、75歳の誕生日以降は対象外】

### 健 診 項 目

診 察 等	問診、診察
身 体 計 測	身長、体重、BMI、腹囲、血圧
血 液 検 査	脂質〔中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール〕 血糖〔空腹時血糖(やむを得ない場合は随時血糖)、HbA1c(NGSP値)] 肝機能〔AST(GOT)、ALT(GPT)、 $\gamma$ -GT( $\gamma$ -GTP)]
尿 検 査	尿糖、尿蛋白

※その他、一定の条件の下、医師の判断等により貧血、心電図、眼底検査、血清クレアチニン検査が追加されることがあります。

※特定健診の項目は選べません。全項目受けていただきます。

### 受 診 方 法

#### ●組合員(任意継続組合員を除く)

職場の定期健康診断の受診をもって、特定健診を受診したとみなします。

#### ●被扶養者(任意継続組合員を含む)

##### ① 特定健診を事前に申込む

毎年6月頃に「特定健康診査・特定保健指導のご案内」と「特定健康診査受診券」が届きます。  
ご案内または当共済組合のホームページより実施機関を選択し、事前に申込みください。

##### ② 特定健診を受診する ※特定健康診査受診券の有効期限内にご受診ください。

特定健診前日 検査前の10時間はお水以外の飲食物を摂らないでください。

特定健診当日 持ち物 ★特定健康診査受診券

★組合員(被扶養者)証＝健康保険証

・前年度の特定健診結果(お手元にある場合)

※★印は忘れると受診できません。

##### ③ 健診結果を確認する

健診当日または2～4週間後、受診された実施機関から、特定健診の結果通知があります。

特定健診の結果は、次年度の特定健診を受診する際に必要となります。大切に保管しましょう。

資格喪失後に、特定健診・特定保健指導を受けられた場合や実施機関以外で受診された場合は、全額自己負担となり、後日健診受診費用・保健指導利用費用をご返還いただきますのでご注意ください。

# 特定保健指導

無 料

特定健診(組合員は職場の定期健康診断)の結果、生活習慣病の発症リスクが高く生活習慣の改善により予防効果が期待できる方に、専門スタッフ(保健師、管理栄養士等)が生活習慣を見直すサポートをします。

※特定保健指導は、「高齢者の医療の確保に関する法律」により、医療保険者である共済組合に実施することが義務付けられています。

## 対 象 者

特定健診(組合員は職場の定期健康診断)の結果、特定保健指導(「積極的支援」または「動機付け支援」)に該当された方

※特定保健指導の判定方法はP66をご覧ください。

## 利 用 方 法

### ●組合員(任意継続組合員を除く)

#### ①特定保健指導を事前に申込み

職場の定期健康診断後に、当共済組合より特定保健指導の個別案内が届きます。

個別案内に沿って、特定保健指導を事前に申込みください。

#### ②特定保健指導を利用する

申込みした日時に、特定保健指導が開催されている会場へお越しください。

### ●被扶養者(任意継続組合員を含む)

特定健診を受診した実施機関によって、利用方法が違います。

#### 【特定健診当日に特定保健指導を利用することができる場合】

特定保健指導に該当された場合、実施機関より利用勧奨いたしますので、特定健診当日に特定保健指導(初回面接)をご利用ください。

※特定保健指導を特定健診当日に利用する場合、特定保健指導の利用券は不要です。

#### 【特定健診と別の日に特定保健指導を利用する場合】

①特定健診の2～3カ月後に「特定保健指導利用券」が郵送にて自宅に届きます。

②実施機関を「特定健康診査・特定保健指導のご案内」または当共済組合のホームページで検索し、お電話にて申込みください。

③特定保健指導利用券、組合員(被扶養者)証＝健康保険証、特定健診結果(当該年度分)を持参し、特定保健指導(初回面接)をご利用ください。

資格喪失後に、特定健診・特定保健指導を受けられた場合や実施機関以外で受診された場合は、全額自己負担となり、後日健診受診費用・保健指導利用費用をご返還いただきますのでご注意ください。

## 特定保健指導の判定方法および支援内容

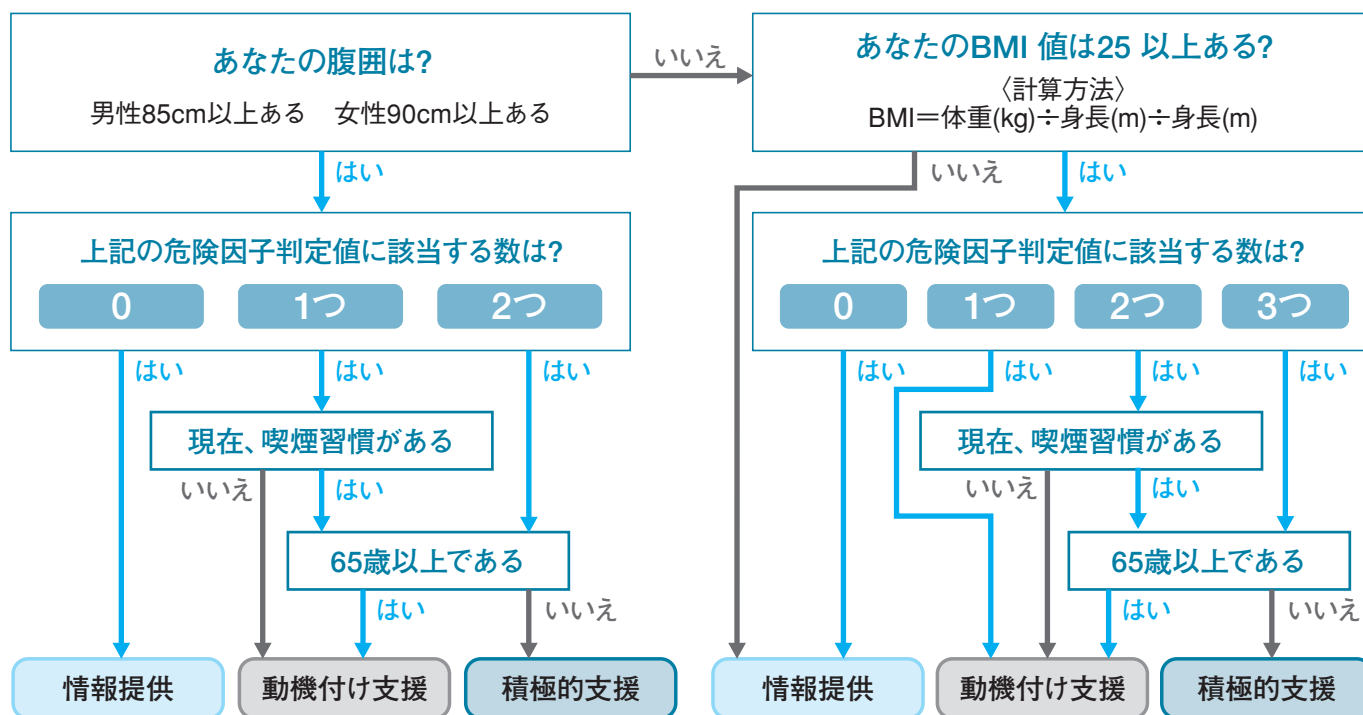
下記の表は特定保健指導の判定方法であり、メタボリックシンドロームの判定方法とは異なります。

特定健診の結果を見ながら、  
あてはまる方向の矢印に沿って  
進んでください。

### 危険因子の判定値(特定健診結果)

- ① **血糖** 空腹時血糖(やむを得ない場合は随時血糖)：  
100mg/dl以上またはHbA1c：5.6%以上  
※ただし、空腹時血糖が優先
- ② **脂質** 中性脂肪：150mg/dl以上 または  
HDLコレステロール：40mg/dl未満
- ③ **血圧** 最高(収縮期)血圧：130mmHg以上 または  
最低(拡張期)血圧：85mmHg以上

### START!



### 情報提供

メタボのリスクが  
少ない方

特定保健指導には  
該当していません。

健康で長生きするために、よい  
生活習慣を維持しましょう。  
健康に関する様々な情報は、  
「共済組合だより」等をご覧ください。

### 動機付け支援

メタボのリスクが  
出現しはじめた方

特定保健指導を  
ご利用ください。

内容  
初回面接および  
3カ月以上経過後の評価  
生活習慣改善のため、  
専門家が支援します。

### 積極的支援

メタボのリスクが  
重なりだした方

特定保健指導を  
ご利用ください。

内容  
初回面接および複数回の支援と  
3カ月以上経過後の評価  
生活習慣改善のため、  
専門家が支援します。

- ・ 特定健診(職場の定期健康診断)時に糖尿病や高血圧、脂質異常症の治療にかかる薬剤を服用している方は特定保健指導に該当しません。
- ・ 基準値は厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム【平成30年度版】」に基づいており、定期健康診断の基準値とは異なります。

# 非肥満個別指導（個別保健指導）

無 料

職場の定期健康診断の結果、非肥満で生活習慣病の発症リスクが高い方に、専門スタッフ(保健師、管理栄養士等)が生活習慣を見直すサポートをします。

## 対 象 者

職場の定期健康診断の結果、下記の判定方法により、非肥満個別指導に該当された組合員

**腹囲** 男性 85cm未満  
女性 90cm未満

**BMI** 25 未満

## 危険因子は当てはまりますか？

① 血圧	最高(収縮期)血圧 最低(拡張期)血圧	140mmHg以上 または 90mmHg以上
② 脂質	中性脂肪 LDLコレステロール	300mg/dl以上 または 140mg/dl以上
③ 血糖	HbA1c(NGSP値) 空腹時血糖	6.0%以上 または 110mg/dl以上

**危険因子が1つ以上ある**  
非肥満個別指導を利用しましょう。

**危険因子なし**  
情報提供  
健康で長生きするためによりよい生活習慣を維持しましょう。

## 利 用 方 法

### ① 非肥満個別指導を事前に申込む

職場の定期健康診断後に、当共済組合より非肥満個別指導の個別案内が届きます。  
個別案内に沿って、非肥満個別指導を事前に申込みください。

### ② 非肥満個別指導を利用する

申込みした日時に、非肥満個別指導が開催されている会場へお越しください。

## 支 援 内 容

初回面接後、電話またはメール、手紙によって生活習慣改善の支援をします。

- ・ 特定健診(職場の定期健康診断)時に糖尿病や高血圧、脂質異常症の治療にかかる薬剤を服用している方は非肥満個別指導に該当しません。
- ・ 基準値は厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム【平成30年度版】」に基づいており、定期健康診断の基準値とは異なります。



# 糖尿病重症化予防事業（糖尿病受診支援）

無 料

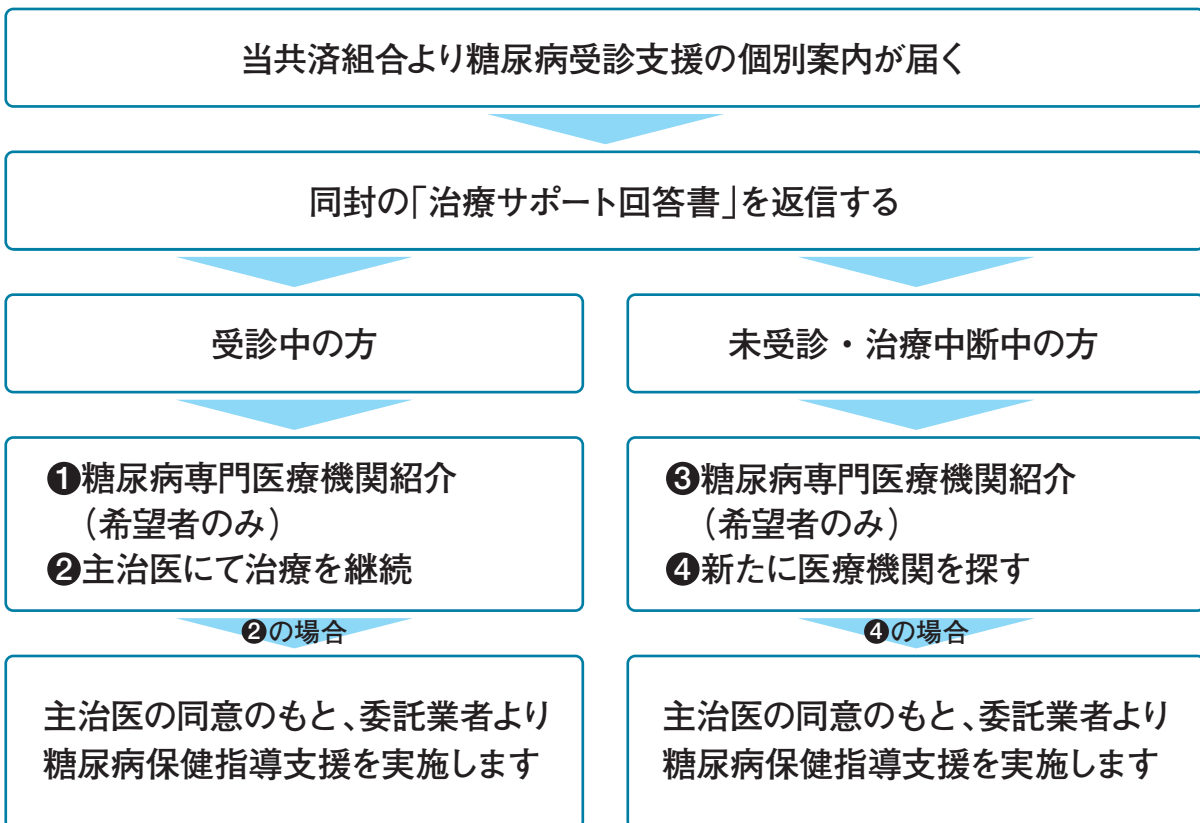
糖尿病の合併症の発症や進行を防ぐことや医療費の抑制を目的とし、受診勧奨や糖尿病専門医療機関への紹介状の発行、糖尿病保健指導を行います。

## 対 象 者

職場の定期健康診断の結果、HbA1c7.0%以上の組合員

※糖尿病合併症予防のための目標：HbA1c7.0%未満「日本糖尿病学会編・著 2016-2017 糖尿病治療ガイド」より

## 利用方法（支援の流れ）



## 支 援 内 容

### ●糖尿病受診勧奨支援

ご返信いただいた「治療サポート回答書」を確認後、必要時現在の受診および治療状況を伺うために委託業者よりお電話します。

### ●糖尿病専門医療機関紹介支援

希望者へ、糖尿病専門医療機関を紹介します。

### ●糖尿病保健指導支援

血糖コントロールを良好にし、糖尿病の重症化を防ぐための支援をします。

# 貸付事業

この事業は、組合員の臨時の支出に必要な資金等を貸付けることを目的とした事業で、貸付の種類、限度額等は次のとおりです。

## 高額医療貸付

組合員およびその被扶養者が、医療機関等で療養を受けた際、医療費が高額療養費の給付対象となる場合、当該高額療養費の給付を受けるまでの間、経済的負担等を緩和するために設けられた事業です。

対 象 者	高額療養費の給付を受ける見込みのある組合員
貸 付 額	高額療養費給付見込み額の80% (算出した額の1,000円未満の端数は切り捨て)
貸 付 利 息	無利息
貸 付 の 申 請 先	所属所 (市長部局にあっては、総務事務センター)
貸付の方法および支給	原則として当共済組合受付日の翌々営業日に、組合員の口座に振り込み
貸 付 期 間	貸付日から貸付対象となった高額療養費が給付されるまでの間
返 済 方 法	貸付対象となった高額療養費から控除 (返済金に不足が生じた場合は、別途納付書により返済)

## 出産貸付

出産費または、家族出産費の給付を受けるまでの間、医療機関等で出産に要する費用を組合員に貸し付けることにより、経済的負担等を緩和するために設けられた事業です。

**ただし、出産貸付を利用した場合、出産費直接支払制度や受取代理制度を利用することはできません。**

対 象 者	<p>出産費 (家族出産費) の給付を受ける見込みのある組合員で、かつ、次のいずれかに該当する方</p> <p>① 出産予定日までの2カ月以内 (多胎妊娠の場合は4カ月以内) の者または出産予定日まで2カ月以内 (多胎妊娠の場合は4カ月以内) の被扶養者を有する方。</p> <p>② 妊娠4カ月 (85日) 以上の者で医療機関等に一時的な支払が必要となった方、または妊娠4カ月 (85日) 以上の被扶養者を有する方で医療機関等に一時的な支払が必要となった方</p>
貸 付 額	40.4万円
貸 付 利 息	無利息
貸 付 の 申 請 先	所属所 (市長部局にあっては、総務事務センター)
貸付の方法および支給	原則として当共済組合受付日の翌々営業日に、組合員の口座に振り込み
貸 付 期 間	貸付日から貸付対象となった出産費等が支給されるまでの間
返 済 方 法	貸付対象となった出産費 (家族出産費) から控除 (返済金に不足が生じた場合は、別途納付書により返済)

## 住宅貸付

### ●新規貸付について

住宅、介護住宅、災害貸付の新規貸付については、休止しています。

### ●貸付金利率

住宅貸付	1.26%
介護住宅貸付	1.00%
災害貸付	0.93%

### ●定例返済について

償還予定表に基づき、給料・その他の給与・期末手当等（以下、「給料等」といいます）から返済金が控除されます。

給料等の支給がなく控除できない場合には、当共済組合が発行する納付書により必ず毎月月末までに返済してください。

**月末までに返済がない場合、大阪市職員共済組合貸付規程に違反したものとして、貸付金の残高を一括返済していただくこととなりますのでご注意ください。**

### ●繰上返済について

上記返済とは別に、希望月に任意の金額を返済することができます。

残高の一括返済だけでなく、一部返済（返済希望月以降の希望回数の元金）をすることも可能です。

その場合、以後の返済については、償還期間を短縮します。

繰上返済をする場合には、当共済組合ホームページより「貸付金の繰上返済申出書」をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、各所属所（市長部局にあっては当共済組合へ直接）を経由して返済希望月の前月までに当共済組合にご提出ください。

申出書受付後、返済希望月の10日頃に当共済組合から納付書を送付しますので、当該納付書により期日までに返済してください。

**期日までに返済できない場合は、「貸付金の繰上返済取消依頼書」をご提出ください。**

### ●一括返済について

次の事項に該当した場合、貸付金の残高を一括返済していただくこととなりますので、ご注意ください。

- ①組合員の資格を失ったとき
- ②地方自治法第204条第2項に規定する退職手当またはこれに相当する手当の支給を受けたとき
- ③申込内容に重大な虚偽が発見されたとき
- ④貸付目的物件が滅失したとき
- ⑤その他、大阪市職員共済組合貸付規程およびこの大阪市職員共済組合貸付規程に基づき理事長が定める細則等に違反したとき

### ●禁止事項

次の事項に該当・判明した場合は年15%以内で理事長が定める利率を適用し、直ちに一括返済していただくこととなります。

- ・貸付目的物件を他人に貸与、譲渡または売却すること
- ・貸付目的物件から住居を移転すること

- ・貸付目的物件で店舗等営業行為をすること
- ・貸付目的物件を取りこわし、移築または増改築をすること  
(ただし、増改築については、当共済組合所定の「増改築承認願」により承認を得たときは、この限りではありません)
- ・当共済組合と他の金融機関の借入額との合計が、物件価格または請負金額(いずれも消費税を含み、諸費用は含みません)を上回ることを上回ることを
- ・所定の提出期限までに完了届(必要書類を含む)を提出されなかったとき
- ・申込内容に虚偽が発見されたとき
- ・貸付規程および実施細則等に違反すること
- ・貸付後における工事等確認のための必要な現地調査を実施できないとき

### 融資あっせん制度

当共済組合では、次の金融機関と提携して組合員のみなさまが組合員証を提示することにより、店頭金利より低い金利で住宅ローンを受けることができる「融資あっせん制度」を行っています。

融資内容については、各金融機関に直接お問い合わせください。

金融機関名	融資取扱店	問い合わせ先
りそな銀行	阪神地区本支店・奈良地区支店・京都支店	取扱店窓口
三菱UFJ銀行	国内本支店	住宅ローンお問い合わせダイヤル TEL0120-306-082 大阪営業部お客様相談第二課 TEL06-6206-8631
三井住友銀行	国内本支店	大阪本店営業部 TEL06-6227-2319
みずほ銀行	国内本支店	大阪支店 TEL06-6202-1691 お客さま専用ダイヤル TEL0120-132-289
三井住友信託銀行	国内本支店	大阪住宅ローンセンター TEL06-6220-2594 専用フリーダイヤル TEL0120-303-730
近畿労働金庫	会員団体(労働組合等)が取引を行う営業店	会員団体(労働組合等)が取引を行う営業店 お客様センター TEL0120-191-968
財形住宅金融株式会社	大阪支社	お客様センター TEL06-6343-5300

住宅等あっせん事業

協定会社と契約する際、組合員証の提示により当共済組合の組合員である旨を申し出て、直接協定会社と契約を締結し、割引優待を受ける制度です。

●協定会社一覧表

平成30年4月1日現在

	協定会社	割引率			担当部署	電話番号
		注文住宅	建売住宅	分譲マンション		
住宅会社	1 旭化成ホームズ株式会社	3.0%			関西営業本部 大阪総合支店 法人2課	7669-8779
	2 大阪ガス都市開発株式会社			1.0%	分譲事業部	4707-6308
	3 大林新星和不動産株式会社		1.0%	1.0%	大阪支店 事業推進部	4705-0026
	4 関電不動産開発株式会社		1.0%	1.0%	住宅事業本部 販売部 販売計画グループ	6446-8826
	5 近鉄不動産株式会社	3.0%	1.5%	1.5%	総合企画本部 経営企画部	6776-3055
	6 京阪電鉄不動産株式会社	1.5%	1.5%	1.5%	総務部	6946-1341
	7 サンヨーホームズ株式会社	3.0%	個別協議	1.0%	大阪支店 戸建営業部 花博営業所	6915-2030
	8 新日鉄興和不動産株式会社			1.5%	住宅事業本部 関西支店 開発チーム	7709-9619
	9 住友不動産株式会社			1.0%	住宅分譲事業本部 近畿事業部 営業所	6448-7047
	10 住友林業株式会社	4.0%	0.5%	0.5%	住宅事業本部営業推進部 法人営業グループ	6945-5003
	11 セキスイハイム近畿株式会社	4.0%	個別協議		分譲法人店	6394-8588
	12 積水ハウス株式会社	3.0%		1.0%	関西第一営業本部	6440-3645
	13 大和ハウス工業株式会社	3.5%	2.5%	1.0%	営業本部 営業推進部 大阪法人営業推進室	6342-1374
	14 東急リバブル株式会社		1.0%	1.0%	営業推進部 営業企画課	6344-5013
	15 東京建物株式会社			0.5%	関西住宅営業部 営業グループ	7711-6511
	16 トヨタホーム近畿株式会社	3.0%	1.0%		営業推進部 法人営業室	6537-1100
	17 南海不動産株式会社		1.0%	1.5%	マンション事業部	4396-8055
	18 日本エスリード株式会社			1.0%	事業本部 企画課	6345-5331
	19 株式会社長谷工コーポレーション			1.0%	都市開発事業部 法人営業部	6203-3288
	20 パナソニックホームズ株式会社	3.0%	0.5%	0.5%	法人営業部 近畿法人営業グループ	6834-3867
	21 ミサワホーム近畿株式会社	3.0%	1.0%		法人・TKC 推進部 法人推進室	6341-1301
	22 三井ホーム株式会社	3.5%			大阪支店 大阪営業所	6243-0031
	23 三菱地所レジデンス株式会社			1.0%	関西支店 業務推進部 法人営業グループ	6356-3307
	24 三井不動産レジデンシャル株式会社		1.0%	1.0%	関西支店 業務推進グループ	6205-6030
	25 株式会社ヤマダ・エスバイエルホーム	3.5%	1.0%		営業本部 法人部	6242-2878
リフォーム	1 大阪屋根工事業協同組合		4.0%		事務局	6585-1123
	2 サンヨーリフォーム株式会社		5.0%		事業本部 営業部 本社営業所	6578-3492
	3 住友林業ホームテック株式会社		4.0%		営業推進部	7663-2011
	4 株式会社セイキョウホーム近畿		4.0%			6944-2075
	5 南海不動産株式会社		5.0%		リフォーム事業部 リフォーム企画課	4395-5625
	6 株式会社長谷工リフォーム		5.0%		営業企画部 関西営業企画課	6941-4152
	7 ミサワホーム近畿株式会社		5.0%		法人・TKC 推進部 法人推進室	6341-1301
	8 三井不動産リフォーム株式会社		3.0%		大阪営業所	6243-4131

注1. 協定会社の優待条件の対象は、組合員の方が、自ら所有し居住するための新設・増改築工事並びに物件購入の場合に限ります。  
 2. 注文住宅については建物本体価格に、建売住宅については分譲価格に、分譲マンションについては販売価格に、それぞれ割引率を適用します。リフォームについては、見積価格に割引率を適用します。  
 なお、割引率については変動する場合がありますので事前に協定会社にご確認ください。  
 3. 割引額については、千円未満を切り捨てる場合があります。



# 当共済組合における個人情報保護の取り組みについて

当共済組合は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、「個人情報取扱事業者」としての義務が課せられています。

当共済組合では、保健給付や共済年金の給付等を実施するために組合員および家族のみなさまの個人情報を取り扱っており、従来から、法令等に基づきこれら個人情報の適正な取り扱いに努めてきたところです。また、個人情報保護に対する当共済組合の基本方針として以下の「個人情報保護に関する基本方針」を策定しています。

みなさまの個人情報について、その適正な取り扱いを推進するとともに、保護の徹底を図っていきます。

## 個人情報保護に関する基本方針

大阪市職員共済組合（以下、「当組合」と言います。）は、組合員（年金待機者を含みます。）及び年金受給権者の皆様やそのご家族の方々に関する個人情報保護について、「個人情報保護に関する法律」の施行を受けて、同法に基づく措置を的確に講じつつ、当組合が保有する個人情報の保護に万全を期します。

### 1 個人情報保護に関する規程等の策定と継続的改善

当組合は、個人情報を適切に保護するための規程等を策定するとともに、常に個人情報の取得及び管理の状況等を把握し、必要に応じて個人情報の保護のための措置を改善します。

### 2 法令の遵守

当組合は、当組合が保有する個人情報に関して適用される法令その他の規範を遵守します。

### 3 個人情報の取得と利用

当組合は、個人情報の取得にあたり、その利用目的、利用方法等をあらかじめ組合員または年金受給権者等の皆様に明らかにし、取得した個人情報はその範囲内で業務遂行上必要な場合に限り利用します。

### 4 個人データの第三者提供

当組合は、法令等に定められている場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供することはありません。

### 5 個人データの管理

当組合は、個人データの正確性を保持し、また個人データの紛失、破壊、改ざん、漏洩等を防止するため不正アクセス、コンピュータウイルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講ずることにより、これを安全に管理します。

### 6 個人データの開示、訂正等、利用停止等

当組合は、当組合が保有する個人データについて本人から開示または訂正等または利用停止等の請求があったときには、適切に対応します。

### 7 組織及び体制

当組合は、個人情報管理者を設置し、個人情報の適正な管理を行うとともに職員に対して個人情報保護に関する教育啓蒙活動を実施し、個人情報の適正な取扱いを徹底します。

# みなさまから取得した個人情報、次の業務に利用しています

## 1 組合員資格業務

- ・組合員資格の管理に関する業務
- ・被扶養者の認定に関する業務
- ・共済掛金の徴収
- ・児童手当拠出金の徴収



## 2 短期給付業務

- ・保健給付に関する業務
- ・診療報酬の審査・支払に関する業務
- ・休業給付に関する業務
- ・災害給付に関する業務
- ・第三者行為に係る損害保険会社等への求償に関する業務

## 3 長期給付業務

- ・共済年金の決定、給付に関する業務



## 4 福祉事業

- ・健診、保健指導および健康相談に関する業務
- ・医療費等の通知に関する業務
- ・住宅貸付等の審査及び決定・管理
- ・貸付金の回収
- ・団体信用生命保険の異動報告

※上記1～4の利用目的を達成するために必要な範囲内において、関係機関・業務委託事業者等へ個人データを提供することがあります。

## 5 国民年金第3号被保険者業務

- ・日本年金機構へ提供します。

# みなさまから開示、訂正等、利用停止等の請求をすることができます

## 開示

当共済組合では、本人からご自身に関する個人情報について開示請求があった場合、次の場合を除き所定の手続きにより開示します。

- ①本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③他の法令に違反することとなる場合

※開示請求を行うことができるのは、本人の他、①未成年者または成年被後見人の法定代理人、②開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人に限られています。また、診療報酬明細書等の開示請求を行うことができる者については、別に定められた者に限られます。

## 訂正・追加・削除

当共済組合では、本人からご自身に関する個人情報について、その内容が事実でないという理由によって、当該個人情報の内容の訂正、追加または削除を求められた場合、それらの求めが適正であると認められるときは、所定の手続きにより措置します。

## 利用停止・消去

当共済組合では、次の利用によって当該個人情報の利用停止、消去または第三者への提供の停止を求められた場合、その求めが適正であると認められるときは、所定の手続きにより措置します。なお、利用停止等に多額の費用を要する場合等当該措置を行うことが困難な場合には、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとる場合があります。

- ①あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱った場合
- ②偽りその他不正の手段により個人情報を取得している場合
- ③あらかじめ本人の同意を得ないで個人情報を第三者に提供している場合

# 個人情報の取り扱いに関する問い合わせ先

当共済組合が取り扱う個人情報に関するお問い合わせは、当共済組合庶務係にて受付けています。開示、訂正等、利用停止等の手続きに関する詳細についての照会や苦情につきましても受付けています。

大阪市職員共済組合庶務係 電話06-6208-7541















平成30年度版

# 共済組合の手引き

平成30年7月発行

**発行** 大阪市職員共済組合

〒530-8201  
大阪市北区中之島1-3-20(大阪市役所4階)

**庶務係**

(組合員資格等)6208-7541  
(掛金等)6208-7581  
(住宅貸付等)6208-7596

**保健医療係**

(健康保険・扶養認定等)6208-7591～7593  
(健診等)6208-7597

**年金係**

(年金関係)6208-7547～7549



URL <http://www.city-osaka-kyosai.or.jp>  
E-mail [ba0010@ii.city.osaka.jp](mailto:ba0010@ii.city.osaka.jp)



企画・編集 (株)法研関西